

令和5年第4回潟上市議会定例会会議録（1日目）

○開 会 令和5年12月 5日 午前10：00

○散 会 午後 3：08

○出席議員（18名）

1番 菅 原 理恵子	2番 鈴 木 壮 二	3番 藤 原 仁 美
4番 戸 田 俊 樹	5番 佐 藤 義 久	6番 澤 井 昭二郎
7番 堀 井 克 見	8番 藤 原 典 男	9番 中 川 光 博
10番 鈴 木 司	11番 菅 原 秀 雄	12番 石 井 和 人
13番 西 村 武	14番 鐙 仁 志	15番 菅 原 龍太郎
16番 伊 勢 潤	17番 佐 藤 敏 雄	18番 小 林 悟

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長 鈴 木 雄 大	副 市 長 鎌 田 雅 人
教 育 長 工 藤 素 子	総 務 部 長 千 葉 秀 樹
市民生活部長 菅 生 司	福祉保健部長兼福祉事務所長 櫻 庭 仁
産業振興部長 小 野 貴 宏	建設部長 畠 山 修
教 育 部 長 佐々木 渉	総 務 課 長 古 仲 淳
危機管理監 櫻 庭 満 久	企画政策課長 安 田 秀 樹
財 政 課 長 伊 藤 強	地域づくり課長 渡 会 満
社会福祉課長 宇瀬 隆 広	健康長寿課長 石 井 恵 子
商工観光振興課長 鈴 木 和 徳	都市建設課長 菅 原 摂
上下水道課長 澄 谷 比奈子	教育総務課長 斎 藤 栄 子
文化スポーツ課長 石 井 幸 子	

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 宮 崎 久 春 議会事務局次長 澄 谷 瞳 子

令和5年第4回潟上市議会定例会日程表（第1号）

令和5年12月5日（1日目）午前10時00分開会

会議並びに議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告（議長、議会運営委員会委員長、議会改革推進委員長）

日程第 4 行政報告（市長、教育長）

日程第 5 議案第63号 潟上市手数料条例の一部を改正する条例（案）について

日程第 6 報告第64号 潟上市公共施設等総合管理基金条例（案）について

日程第 7 議案第65号 潟上市まち・ひと・しごと創生基金条例（案）について

日程第 8 議案第66号 潟上市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（案）について

日程第 9 議案第67号 潟上市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）について

日程第10 議案第68号 潟上市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）について

日程第11 議案第69号 潟上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について

日程第12 議案第70号 潟上市消防団に関する条例の一部を改正する条例（案）について

日程第13 議案第71号 潟上市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）について

日程第14 議案第72号 潟上市下水道条例の一部を改正する条例（案）について

日程第15 議案第73号 潟上市戸別合併処理浄化槽の整備に関する条例の一部を改正する条例（案）について

日程第16 議案第74号 潟上市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）について

日程第17 議案第75号 潟上市防災・健康拠点施設の指定管理者の指定について

- 日程第 18 議案第 76 号 鞍掛沼公園 3 施設の指定管理者の指定について
- 日程第 19 議案第 77 号 ブルーメッセあきた関連 4 施設の指定管理者の指定について
- 日程第 20 議案第 78 号 天王漁業集落運動広場の指定管理者の指定について
- 日程第 21 議案第 79 号 潟上市都市公園等 7 施設の指定管理者の指定について
- 日程第 22 議案第 80 号 潟上市体育施設 6 施設の指定管理者の指定について
- 日程第 23 議案第 81 号 潟上市多目的交流施設の指定管理者の指定について
- 日程第 24 議案第 82 号 令和 5 年度潟上市一般会計補正予算（第 8 号）（案）について
- 日程第 25 議案第 83 号 令和 5 年度潟上市一般会計補正予算（第 9 号）（案）について
- 日程第 26 議案第 84 号 令和 5 年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）（案）について
- 日程第 27 議案第 85 号 令和 5 年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）（案）について
- 日程第 28 議案第 86 号 令和 5 年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）（案）について
- 日程第 29 議案第 87 号 令和 5 年度潟上市水道事業会計補正予算（第 3 号）（案）について
- 日程第 30 議案第 88 号 令和 5 年度潟上市下水道事業会計補正予算（第 3 号）（案）について
- 日程第 31 予算特別委員会の設置について
- 日程第 32 予算特別委員会の委員長、副委員長の選任について
- 日程第 33 陳情第 13 号 陳情書 令和 5 年 7 月 15 ~ 16 日にかけての大雨について（お願い）
- 日程第 34 陳情第 14 号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善について国に意見書提出を求める陳情
- 日程第 35 陳情第 15 号 国民のいのちと健康を守るため、政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増のため国に意見書提出を求める陳情

日程第36 陳情第16号 健康保険証廃止の中止について国に意見書提出を求める陳情

日程第37 陳情第17号 秋田県に対して「子供の医療費助成を中学から高校卒業まで引き上げること」を求める意見書提出の陳情書

日程第38 陳情第18号 あきたこまちRについての陳情書

午前10時00分 開会

○議長（小林 悟） おはようございます。傍聴者の皆様、朝早くからご苦労様でございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これから令和5年第4回湯上市議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

【日程第1、会議録署名議員の指名】

○議長（小林 悟） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、13番西村 武議員、14番鎧 仁志議員を指名いたします。

【日程第2、会期の決定】

○議長（小林 悟） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月21日までの17日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月21日までの17日間に決定いたしました。

【日程第3、諸般の報告】

○議長（小林 悟） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付したとおりであり、朗読、説明は省略します。

【議会運営委員会の報告】

○議長（小林 悟） 次に、議会運営委員会委員長からの報告を行います。7番堀井議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長（堀井克見） 皆さん、おはようございます。

それでは、私から議会運営委員会の報告をさせていただきます。

議会運営委員会は11月28日に、提出予定議案、会期日程等を議題として、委員、正副議長、当局から説明員として副市長及び総務部長の出席の下、開催してあります。

12月1日には、一般質問、陳情の取扱いのほか、議事日程及び議案等の付託を議題と

して協議をいたしました。

本定例会の運営について皆様に申し上げます。

はじめに、予算特別委員会の設置について申し上げます。

当局から大綱説明を受けた後に予算特別委員会を設置し、関係議案を特別委員会へ付託する予定となっております。その後、13日に特別委員会を開催し、補足説明、大綱質疑を行い、終了後、各常任委員会からなる分科会にて詳細に審査をする予定となっております。

また、本会議最終日の午前に特別委員会を開催し、各分科会報告、質疑、討論、採決の順に行う予定となっております。

本会議最終日は午後から開催する予定で、予算以外の議案については、各常任委員会報告、質疑、討論、採決の順に行い、予算議案については特別委員会報告、討論、採決の順に行う予定となっております。

なお、予算特別委員会は議場において開催をし、当局の説明員については、本会議と同様の取扱いとなりますので宜しくお願ひをいたします。

議案審議について申し上げます。

議会運営委員会において、当局より提案理由の概要説明を受けた結果、付託につきましては、皆様のお手元に委員会付託表としてお配りしておりますのでご確認をいただきたいと存じます。

なお、議案第63号、議案第82号は、初日の審議となりますので、宜しくお願ひいたします。

次に、陳情について申し上げます。

陳情については、お手元に配付の陳情文書表のとおり所管の常任委員会へ付託することとなりました。

なお、議会運営委員会では、陳情第19号の取扱いにつきましては常任委員会には付託せず、全議員に配付のみとすることといたしました。皆様のお手元にお配りしておりますので、ご確認をいただきたいと思います。

次に、一般質問について申し上げます。

一般質問については10名の議員から通告がありました。抽選の結果、12月11日月曜日であります。1番目に8番藤原典男議員、2番目に17番佐藤敏雄議員、3番目に16番伊勢潤議員、4番目に3番藤原仁美議員、5番目に1番菅原理恵子議員、これが

初日5名であります。そして2日目になりますけれども、12月12日火曜日であります。1番目に12番石井和人議員、2番目に10番鈴木 司議員、3番目に2番鈴木壮二議員、4番目に13番西村 武議員、5番目に15番菅原龍太郎議員、以上10名となりましたので宜しくお願ひをいたします。

次に、常任委員会及び予算特別委員会分科会審査について申し上げます。

常任委員会及び予算特別委員会分科会審査は、各委員会とも12月13日、水曜日であります。特別委員会全体会終了後からの開会となりますので、宜しくお願ひをいたします。

以上をもちまして、議会運営委員会の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

【議会改革推進委員長の報告】

○議長（小林 悟） 次に、議会改革推進会議委員長からの報告を行います。11番菅原議会改革推進会議委員長。

○議会改革推進会議委員長（菅原秀雄） 皆さん、改めまして、おはようございます。

それでは、私から議会改革推進会議からの報告をさせていただきます。

潟上市議会では、平成25年10月に「潟上市議会基本条例」を制定し、市民の負託に的確に応え、市民に開かれた議会の推進を図り、活力と魅力あふれるまちづくりを実現するため、議会改革に取り組んでおります。

推進会議では、条例第24条第1項に基づき、この条例の目的が達成されているかどうかを定期的に検証しております。

このたび、全条文について、各議員から提出された様々な意見に向き合い、現在の取組や達成状況に伴う課題・問題点を洗い出し、条例の評価や今後の方向性を検証いたしました。そのまとめとして「議会基本条例検証結果報告書（案）」を、先般の全員協議会の場で議員の皆様に説明し、原案を承認いただきましたので、成案として議長に提出したことを報告いたします。

以上で、議会改革推進会議の委員長報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小林 悟） これで諸般の報告を終わります。

【日程第4、行政報告】

○議長（小林 悟） 日程第4、行政報告を行います。はじめに、市長の行政報告を行い

ます。鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） おはようございます。

本日ここに、令和5年第4回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

提出議案の審議に先立ち、第3回定例会以降の市政に関わる主な事項の報告と、提出議案の概要について申し上げます。

はじめに、9月以降に本市で開催されたイベントの実施状況について申し上げます。

本県出身のシンガーソングライター・高橋 優氏による秋田CARAVAN MUSIC FES 2023が、元木山公園を会場として9月16日・17日の2日間にわたり開催され、歴代最多の観客数と並ぶ約1万8,000人の方が会場を訪れました。

この音楽イベントでは、市民に元気や感動を届けるとともに、全国各地から訪れた多くの方々に、本市の観光情報や佃煮などの特産品を広くPRすることができました。

次に、秋田県種苗交換会について申し上げます。

第146回秋田県種苗交換会は、11月2日から6日までの5日間にわたり、市内中学生が考案した「潟上から 聖農の思い 未来へつなげ」をキャッチフレーズに、17年ぶりに本市で開催されました。

期間中は天候にも恵まれ、県外から多くの来場者をお迎えし、各種大会や談話会の開催、農作物や農業機械の展示のほか、食や芸能に関する各種イベント、種苗交換会の創設に尽力した石川理紀之助翁の立像除幕式の実施などにより、目標としていた来場者数60万人を大きく上回る71万人ものご来場をいただきました。

種苗交換会の開催は、農業従事者の意欲向上や最新技術の習得に大きく寄与するとともに、本市への経済効果と県内外へのPR効果に加え、市内の児童・生徒に石川理紀之助翁の功績を学ぶ機会を提供できたことなど、多岐にわたる効果があったものと考えております。

このたびの種苗交換会開催に当たりまして、多大なるご協力・ご支援を賜った方々に、この場をお借りして心より感謝を申し上げます。

次に、水道料金及び下水道使用料の改定について申し上げます。

本年4月、潟上市上下水道事業経営審議会へ諮問しております水道料金及び下水道使用料の改定については、9月27日に答申を受け、「使用実態に応じた料金体系の見直し及び水道料金の増額改定は妥当である」との意見をいただいております。

この答申に基づき、11月9日から16日にかけ市内5会場で市民説明会を開催したほか、パブリック・コメントにより、改定の必要性、改定内容などについてのご意見をいただきております。

今後も、上水道事業と下水道事業の経営安定化とサービスの向上を図るため、料金や使用料改定が必要なことから、関係条例の改正案を本定例会に提出しております。

次に、生活排水処理に係る県、市町村の事務を補完するための広域補完組織について申し上げます。

市町村の事務を補完するための広域補完組織の出資者となる県、県内全市町村、民間のパートナー事業者の間において、会社の設立・運営に係る権利義務等について合意し、10月20日に株主間協定を締結しております。

このことを受け、11月20日には、新会社「株式会社ONE・AQITA」を設立し、令和6年4月1日の本格運用を目指しております。

次に、特定目的基金条例の制定について申し上げます。

公共施設総合管理計画を推進し、財政負担の平準化を図るに当たり、公共施設等の整備、長寿命化、維持補修、統廃合及び除去に要する経費に充てるため、「潟上市公共施設等総合管理基金」を設置することとし、また、地域再生法に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対する法人からの寄附を適切に管理し、当該事業に要する経費の財源に充てるため、「潟上市まち・ひと・しごと創生基金」を設置することとし、これら二つの特定目的基金設置に係る条例案を本定例会に提出しております。

次に、県人事委員会による職員の給与等に関する勧告への本市の対応について申し上げます。

地方公務員法の規定に基づき、国及び他の地方公共団体職員の給与との均衡と、地域の民間給与の実情を職員の給与水準に適切に反映する必要があることから、毎年、県人事委員会による職員の給与等に関する勧告が行われており、本年度は10月に発表されております。

県人事委員会の勧告は、本年4月時点における秋田県職員の月例給が県内民間給与を1.04パーセント下回っており、若年層に重点を置いて給料表の引上げを行い、期末・勤勉手当については、県内民間の年間支給割合に見合うよう、職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数を0.15月分引き上げ、4.45月とするものであります。本市においてもこれまで同様に県人事委員会の勧告に鑑み、年間支給月数等を改定いたします。

なお、本定例会には、一般職の職員及び再任用職員の給料表と期末・勤勉手当の支給割合の改定に加え、市議会議員の期末手当の支給割合及び常勤特別職の期末手当の支給割合、会計年度任用職員の給料表等について改定を行うための条例改正案を提出しております。

次に、令和6年度当初予算編成方針の概要について申し上げます。

本市の財政状況は、歳入については、市税収入は令和3年度決算から29億円台で推移しているものの、普通交付税は国税や地方財政計画の影響を受けながら、人口減少等により徐々に減少していくと見込んでおります。

歳出については、これまでのハード整備による公債費の高止まりや社会保障関係経費の伸びなどによる扶助費の増などにより、今後も義務的経費の増を見込んでいるほか、物価高騰による物件費の増も避けられない状況にあります。

令和6年度以降においても厳しい状況が続くと予想しておりますが、予算編成の基本方針4項目「歳出の見直し」「歳入の確保」「公債費負担の軽減」「公共施設マネジメントの推進」を踏まえ、全ての事業をスクラップアンドビルの考え方により大胆に見直しを実施してまいります。

また、本市の最上位計画である「第2次潟上市総合計画後期基本計画」及び重点テーマとしての「第2次潟上市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づいた諸施策を着実に推進するため、「稼げる力」「支える力」「考える力」の3つの力を政策の柱に据え、優先的・重点的に進めるべき施策を定めた「重点施策推進方針」に基づき、市民が「幸せ」を実感し、誇りや生きがいをもって暮らせる、魅力あふれるまちづくりの実現に向け、限られた政策財源の「選択と集中」を進め、予算編成に取り組んでまいります。

本定例会には、潟上市手数料条例の一部を改正する条例（案）のほか11件、潟上市防災・健康拠点施設ほか6件の指定管理者の指定について、令和5年度潟上市一般会計補正予算（案）、各特別会計補正予算（案）7件についての案件を提出しております。

以上が、行政報告並びに本定例会に提出しております議案の概要であります。適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げまして、私からの報告とさせていただきます。

【教育行政報告】

○議長（小林 悟） 次に、教育長の教育行政報告を行います。工藤教育長。

○教育長（工藤素子） おはようございます。

市長の行政報告に引き続き、教育委員会から行政報告を申し上げます。

はじめに、東湖小学校と天王小学校の統合について申し上げます。

これまで4回の学校統合準備委員会を開催し、統合校の校歌、校章及び通学体制等について意見をお聞きし、市教育委員会で協議を重ねてまいりました。統合校の校歌については、両校の校歌の特徴を踏まえ、統合準備委員からの意見も参考として、「現在の天王小学校の校歌とする。東湖小学校の校歌は、第二校歌または児童会の歌として残し、統合校の児童全員が歌えるようにし、行事等で歌い継承していく。」としております。

統合校の校章については、「現在の天王小学校の校章とするが、東湖小学校の校章は2つの羽に込めた願いを明記していることを踏まえ、天王小学校の校章の3本の矢羽に新たに思いや願いを込め明記する。」としております。

今後も、円滑な統合に向け準備を進めてまいります。

次に、潟上市スポーツフェスティバルについて申し上げます。

10月9日スポーツの日、鞍掛沼公園多目的広場をメイン会場に、今年で3回目となる「潟上市スポーツフェスティバル2023」を開催いたしました。当日は好天に恵まれ、マラソンの部には市内外から252名、長なわとびやペタンク、玉入れをチームで競う記録チャレンジの部には132名の参加がありました。ほかにも本市出身の総合格闘家桜庭和志氏等をゲストに迎え、柔術や護身術を学ぶ「ねわざ祭」や、子どもの運動能力を測定しデータ分析の結果から最も適したスポーツ種目をアドバイスする「スポーツ能力測定会」などが行われ、多くの方が参加しました。また、特産品販売コーナーや石川理紀之助PRブースを設置し、参加者や来場者に本市の魅力を発信することができました。

次に、潟上市文化祭について申し上げます。

10月14日・15日の2日間、市民センター「かたりあん」及び天王館を会場に、「潟上市文化祭」を開催いたしました。

市民参加型ミュージカル「リキノスケ走る！」では、劇団わらび座の指導により練習を重ねた市民がミュージカルを上演、芸能発表では22組255名の方が日頃の学びの成果を披露され、観客を魅了いたしました。

また、小・中学生を含む市民の作品843点の展示のほか、7月に実施した「かたがみ写真講座」参加者のパネル展示「かたがみ写真展」も同時に開催し、秀作・力作に見入るなど多くの来場者でにぎわいました。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これで行政報告を終わります。

【日程第5、議案第63号 潟上市手数料条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（小林悟） 次に、日程第5、議案第63号、潟上市手数料条例の一部を改正する条例（案）についてを議題といたします。

議案第63号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生司） それでは、議案第63号、潟上市手数料条例の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

ピンクの表紙の説明資料の1ページをお開き願います。

本条例（案）は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律による旅館業法の一部改正により、所要の改正を行うものでございます。

内容でございますが、旅館業法に係る事務は県から市に権限委譲されており、法改正により旅館業の譲渡及び譲り受けの承認の事務が追加されたことから、当該事務に係る手数料を追加するものでございます。

なお、この条例は令和5年12月13日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第63号を採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林悟） 起立全員です。したがって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

【日程第6、議案第64号 潟上市公共施設等総合管理条例（案）について】

○議長（小林悟） 次に、日程第6、議案第64号、潟上市公共施設等総合管理条例（案）についてを議題とします。

議案第64号について、当局より提案理由の説明を求めます。千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） それでは、議案第64号、潟上市公共施設等総合管理基金条例（案）についてご説明いたします。

説明資料の2ページをお開き願います。

本条例（案）は、市の公共施設等の整備、長寿命化、維持補修、統廃合及び除却に要する経費に充てるため、潟上市公共施設等総合管理基金を設置するものでございます。

基金の主な内容は、充当対象を市単独事業で他の財政措置が活用できない公共施設等の解体や公共施設等総合管理計画に基づく事業としております。

基金設置の効果としては、基金を活用することで一般財源所要額の大幅な増を一定程度緩和することができるものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） この基金の上限、もしくは下限はどのように考えていますか。一般会計ということが出てきましたけども、ある程度のやっぱり額というのを示さなきゃいけないんじゃないかなと思うんですけれども。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

基金そのものの上限、下限というものはございませんが、単年度で約3,000万から5,000万ほどの基金を積み立てていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会へ付託とします。

【日程第7、議案第65号 潟上市まち・ひと・しごと創生基金条例（案）について】

○議長（小林 悟） 次に、日程第7、議案第65号、潟上市まち・ひと・しごと創生基金条例（案）についてを議題といたします。

議案第65号について、当局より提案理由の説明を求めます。千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） それでは、議案第65号、潟上市まち・ひと・しごと創生基金条例（案）についてご説明いたします。

説明資料の3ページをお開き願います。

本条例（案）は、地方再生法に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費の財源に充てるため、潟上市まち・ひと・しごと創生基金を設置するものでございます。

基金の内容は、地方創生応援税制による企業からの寄附金を本基金に積み立て、管理するために必要な事項を定めるものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

○議長（小林悟） これから65号について質疑を行います。質疑ありませんか。13番 西村議員。

○13番（西村武） 内容等につきまして、地方創生に企業からの寄附金となっておりますけれども、これまでそういう企業から寄附金等あったかどうかですね。これからどのようにしてこの寄附金を、例えば集めていくのかとか、その辺のところをもう少し詳しく説明していただきたいと。

○議長（小林悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

この地方創生応援税制というのは、いわゆる企業版ふるさと納税のことでございまして、昨年度から地域再生計画を策定し、企業から寄附をいただいているところでございます。今後以降、またそういった地域再生計画に基づいた事業を行う際、そういった寄附が見込まれるためにこの基金を設置するということでございます。

以上です。

○議長（小林悟） 13番西村議員。

○13番（西村武） 昨年度の企業版ふるさと納税とかそういう寄附金は、ある程度の目的、例えばスポーツ振興とかそういうものに使っていましたけれども、そういうものと今後は一緒になっていくのかどうか、その辺のところを宜しくお願ひします。

○議長（小林悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、昨年度からスポーツの事業に寄附金をいただいております。そういった寄附金を、さらに活用しやすくするために今回この条例を制定して、一旦基金に積み立てたものを翌年度で充当するということもできるようになりますので、そういったところでこの基金条例を制定するということでございます。

○議長（小林悟）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟）質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会へ付託します。

【日程第8、議案第66号　潟上市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（案）についてから　日程第11、議案第69号　潟上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（小林悟）次に、日程第8、議案第66号、潟上市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（案）についてから日程第11、議案第69号、潟上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）についてまでを一括議題といたします。

議案第66号から議案第69号までについて、当局より一括して提案理由の説明を求めます。千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹）それでは、議案第66号、潟上市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（案）についてから議案第69号、潟上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）についてまで、一括してご説明いたします。

説明資料の4ページをお開き願います。

議案第66号、潟上市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（案）については、市議会議員の期末手当の支給割合・月数を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容についてでございますが、市議会議員の期末手当の支給月数を0.1カ月引き上げ、年間合計支給月数を3.25カ月とするものであります。

なお、この条例は令和5年度期末手当の支給月数については公布の日から施行し、令和5年12月1日から適用するものでございます。

また、令和6年度以降の期末手当の支給月数については、令和6年4月1日から施行するものでございます。

次の5ページをお願いいたします。

議案第67号、潟上市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）については、秋田県人事委員会の勧告に鑑み、一般職の職員の給料表並びに期末手当及び

勤勉手当の支給月数を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

改定内容についてでございますが、一般職の職員に係る給料表の給料月額の引き上げと期末手当及び勤勉手当の支給月数を改めるものでございます。

今回の改正により、一般職の職員の期末手当の年間合計支給月数は2.40カ月、勤勉手当の年間合計支給月数は2.05カ月となります。

次のページ、6ページをお願いいたします。

定年前再任用、短時間勤務職員の期末手当については、今回の改正により、期末手当の年間合計支給月数は1.375カ月、勤勉手当の年間合計支給月数は0.975カ月となります。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございますが、一般職の職員の給料表の改定については、令和5年4月1日から適用するものでございます。

また、令和5年の期末手当・勤勉手当の支給月数については、令和5年12月1日から適用するものでございます。

また、令和6年度以降の期末手当・勤勉手当の支給月数については、令和6年4月1日から施行するものでございます。

次のページ、7ページをお願いいたします。

議案第68号、潟上市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）については、一般職の職員の給与改定に鑑み、特別職の職員で常勤のものの期末手当の支給月数を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

改定内容についてでございますが、市長、副市長及び教育長の期末手当について、支給月数を0.1カ月引き上げ、年間合計支給月数を3.25カ月とするものであります。

なお、この条例は令和5年度の期末手当の支給月数については公布の日から施行し、令和5年12月1日から適用するものでございます。

また、令和6年度以降の期末手当の支給月数については、令和6年4月1日から施行するものでございます。

次のページ、8ページをお願いいたします。

議案第69号、潟上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）については、一般職の職員の給与改定に鑑み、会計年度任用職員の給料表を改定する等のため、所要の改正を行うものでございます。

主な改定内容についてでございますが、会計年度任用職員に係る給料表の給料月額を

引き上げるものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林悟） これから議案第66号について質疑を行います。質疑ありませんか。

4番戸田俊樹議員。

○4番（戸田俊樹） 人事院勧告に伴って職員の給与、期末手当を引き上げるところですが、我々議員並びに三役の市長、副市長、教育長についての人事院勧告というのは無いわけですから、その辺の市の考え方はどのような考え方を持っておったのか、その辺の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（小林悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

議会議員の手当の改正につきましては、これまで慣例に従って手当を増額するときは当局提案ということ、それから、減額するときは議員発議という形で進めておりますので、このたびもその慣例に従って提案した次第でございます。

以上でございます。

○議長（小林悟） 4番戸田俊樹議員。

○4番（戸田俊樹） 部長の答弁は、市の恒例、慣例に従ってということですが、人事院ではこの件に関しては、ほとんど考え方を示しておらないはずで、各自治体における考え方で進めるということになっていると思いますので、人事院は今回の我々議員や三役の報酬についての引き上げについてとかというのになかったということで理解してよろしいですか。

○議長（小林悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

今回の人事院勧告につきましては、鴻上市としては県の人事委員会の勧告に従って一般職の給与改定を行っているものでございまして、戸田議員がおっしゃるとおり、議員であったり特別職の支給割合については、それぞれの市町村が決定するということになつてございます。

○議長（小林悟） ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会へ付託とします。

次に、議案第67号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会へ付託します。

次に、議案第68号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託します。

次に、議案第69号について質疑を行います。質疑ありませんか。4番戸田俊樹議員。

○4番（戸田俊樹） 69号の会計年度任用職員の給与、これに関してまず今回、これも人事院の勧告はないわけで、この会計年度任用職員の職務分掌が意外とはっきりしておらんということで、どのように考えておられるのか。一般職と追随して、恒例に従って考えると、給与表を変えるということでしょうか。その辺の見解をお願いします。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

この会計年度任用職員につきましては、一般職の職員の給与改定を鑑み、会計年度任用職員の給与表を改定しているものでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会へ付託します。

【日程第12、議案第70号 潟上市消防団に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（小林 悅） 次に、日程第12、議案第70号、潟上市消防団に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題といたします。

議案第70号について、当局より提案の理由の説明を求めます。千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） それでは、議案第70号、潟上市消防団に関する条例の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

説明資料の9ページをお開き願います。

本条例（案）は、消防団員の待遇の改善を図るために必要な措置として、消防団員に支給する年額報酬及び出動報酬を改定するとともに、分団組織の一部改編に伴い、消防団員の定員数を改めるものでございます。

改正内容についてご説明いたします。

年額報酬については、国の基準に基づき、表に記載している改定案のとおり引き上げるものでございます。

出動報酬につきましては、災害時の出動報酬を現行の1日4,000円から8,000円に引き上げ、4時間未満の出動は4,000円とするものでございます。

条例定数につきましては、現行の508人から473人に改めるもので、分団組織の一部改編に伴うものでございます。

なお、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 団長以下団員のところまで現行の年額報酬の額を引き上げるということ、これについてはいいと思いますけれども、しかし、定数が減るということで、総額でいくらプラスマイナスになるのかということがまず1点お聞きしたいと思います。

それから、2つ目は、ここに上のところに趣旨ということで書いておりますけれども、分団組織の一部改編に伴い、消防団員の定数を改めると書いてありますが、一部改編といふのはどのような内容なのか、それは条例があるのかないのかわかりませんけれども、そういう内容も含めて、こういう改編をするんだという説明がないと、なかなかこの1文だけでは納得ができないんじゃないかなと思いますけれども、どうなんでしょうか。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず1点目の、この条例改正による影響額でございますが、年額報酬でプラス670万ほどとなります。出動報酬でプラス280万ほどになって、合計影響額としては950万ほどの増となるということでございます。これにつきましては、令和3年4月に条例改正

を行ったわけですが、その後、ほかの市町村においても国の基準に基づいて報酬額を改定しておりますと、その基準まで引き上げるということでございます。

それから、2点目の御質問の定数を削減することでございますが、これにつきましては昭和支団の一部の中で分団活動が団員数の減少によってままならない部分が出ておりまして、そういったところの統合とあわせて、消防団員の実際の定数が現在508人でございますが、実数ともかなりかけ離れていることでございまして、そういった意味でその定数をこのたび改めるものでございます。

以上でございます。

○議長（小林悟） 8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） プラスママイナスで報酬では670万、それから出動のところで280万ということがわかりましたけれども、一部の改編によるというところが、昭和支団と出ましたけれども、どことどこがどうなってどうなるのか、また、そういう流れが、言っちゃ悪いけど天王、それから飯田川のほうでもそういう流れの動きがあるのかどうなのかを含めて、今後の在り方について、やはりこれはちゃんとした人員が今このような状況なるんだよということの数値、グラフですか、グラフというか表をやっぱり指示すべきじゃないかなとは思うんですけども。

○議長（小林悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

このたびの定数の削減につきましては、先ほど答弁いたしましたように、昭和支団の一部の分団がということで、一旦定数を削減させていただきます。

それで今後のことございますが、今後、消防団員のなり手不足というのもござります。それから、合併以降、その分団の区域もそのままということで、現在、統廃合できるところ、できないところについて消防団の幹部のほうに今相談しているような状況でございまして、今後そういった分団の再編も含めながら、この後の消防団の在り方であったり、消防団員の確保に向けて今後検討していく、再度その分団の再編がある程度目安がついた段階で、また改めて定数の見直しを進めてまいりたいと考えております。

○議長（小林悟） 8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） ちょっとくどいようで申し訳ないんですけども、どことどこがどうなってという数の表とか、やっぱりそういうものを示すべきじゃないかと思います。それで、具体的にはあれですか、そういうのは関係するところからは、大きく言えば昭

和支団全体の中では了解済みのことなんですか。これからのお話なんですか。お話、理解していただくというお話は。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

このたびその分団を再編をするのは、昭和支団の第7分団、乱橋のところと昭和支団第8分団、天神下でございますが、この天神下の分団が団員数が確保できないということで、その第7分団との統合を今、検討しているというところで、ここについてはそれぞれの分団で今、話し合いをしているところでございます。

以上です。

○議長（小林 悅） ほかに質疑ございませんか。13番西村議員。

○13番（西村 武） このたび消防団の処遇改善を図ると、そういうことでございますけれども、現行では2万円ですね。改正案は3万6,500円となっていますけれども、先ほどもちょっと部長の方から答弁がありましたが、近隣市町村ですね、そういうものと比較した場合はどのようにになっているのか、その辺のところを1点教えてください。

○議長（小林 悅） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

この改正案に示している金額については、近隣の市町村も全てこの金額となっておりまして、この金額というのは国で示している基準額ということでございまして、ほかの市町村と同様にするために今回改正をお願いするということでございます。

○議長（小林 悅） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悅） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会へ付託します。

暫時休憩します。11時10分まで休憩したいと思います。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（小林 悅） 休憩前に戻り、会議を開きます。

千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） 私、先ほど、藤原典男議員のご質問の中で、昭和支団の第7分

団、乱橋と第8分団の天神下の統合を検討していると答弁いたしましたが、ちょっと間違いでございまして、昭和第6分団の大郷守と昭和第8分団の天神下が検討しているということの間違いでしたので、訂正をお願いいたします。

どうも申し訳ございませんでした。

【日程第13、議案第71号　潟上市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（小林　悟）　次に、日程第13、議案第71号、潟上市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第71号について、当局より提案理由の説明を求めます。畠山建設部長。

○建設部長（畠山　修）　それでは、議案第71号、潟上市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）について、ご説明いたします。

説明資料の10ページをお開き願います。

本条例（案）は、独立採算である水道事業の今後の施設の更新費用の財源を確保する必要があるため、水道料金及びメーター使用料について所要の改正を行うものでございます。

主な改正の内容でございますが、水道料金の体系を用途別から口径別へ変更し、使用水量に応じた従量料金とし、併せて、これまで用途により異なっていた基本水量を1立米に変更するものです。

また、基本料金を口径別に設定することにより、メーター使用料を廃止するものでございます。

料金表の金額は、料金改定率が概ね23パーセントとなるように設定しております。

なお、この条例は令和6年6月1日から施行するものです。

以上でございます。

○議長（小林　悟）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男）　ちょっと高くなるという予定の提案ですけれども、これは市民の理解が得られるかどうかのパブリックコメントとかそういうものは各町内会でとかいうことでは、市民に徹底はどのようになっておりましたか。

○議長（小林　悟）　畠山建設部長。

○建設部長（畠山　修）　ただいまのご質問についてご説明します。

市内5カ所において住民説明会の方を実施しております。それとパブリックコメント

について、市民の皆さんからご意見をいただいております。その意見の中では、料金を値上げすることはやむを得ないと。その中で、これからもしっかりと水道事業を、断水とかないように維持していってほしいというようなご意見でございました。

参加人数もちょっと少なかったものですけれども、参加された方はそのようなご意見でございました。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ございませんか。7番堀井克見議員。

○7番（堀井克見） 今、同僚議員からの質問もありましたけれども、最近、各市町村、確かに水道料金のアップ、これやっぱり管理費とか安全・安心の供給のためには、やむを得ない一つの傾向として出てきているのかなと。うちの方はどちらかといえば早めでしたが、その後、県内の各自治体も追随したわけではないでしょうけども出てきている。それはそれで、まず時代の流れもあるだろうし、特に潟上市の場合は将来に向けて整備もしていますから理解できるところは重々ありますが、やっぱりね、これは言ってみれば水を使う市民の理解を深める、合意形成の上で、コンセンサスを得た上でね進めいくというのは、やっぱり公共のやり方として私はいろはのいじやないかなと思います。

そこで、先ほど質問もあったんですが、パブリックコメント、5カ所でやったと。人数少なかったとかってもやっとね、何というか包み囲んだ形の表現でしたが、5カ所でやって、それぞれの地域にどれぐらいの市民が参加したのか、まずそれ一つ教えてください。

パブリックコメントは、どういうプロセスと、手順でやって、全く無かったのか、あったのか。あったとすれば、どういう内容のものであったのか。それ踏まえて今回の条例改正と、プロセスとしてそういうふうにつながっていかないとつじつま合いませんから。

簡単に2割だ3割だとアップするけれどもね、安全・安心のために水道料金上がるのもやむを得ないと、大変理解度のある市民だけれども、その方のレベルじゃない、大変失礼な言い方かもしれません、料金上がること、毎日の水、下水も含めて、大変なやっぱり負担になるわけですよ。そこら、上げるにしても、最大公約数をきちんと確保しながら、行政というのは丁寧だなということを、これのみならずきちんと市民さ伝わるような、温かい向き合い方をすべき。そうすれば、やっぱり市のやり方としてはやむを得ないしということに私は最終的にそこさ落ちてくると思うんですよね。ですから、もっと具体的に、5カ所の人数、意見、来た人みんなあげてオッケーと言ったわけでも

ないのかなど。それはそれでいいですよ。ですから、全体的に何人で、箇所箇所何人で、そしてパブリックコメントの状況というものを具体的にお示しください。ご答弁ください。

○議長（小林 悟） 畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） ただいまのご質問にお答えいたします。

住民説明会の参加人数のことですけれども、市内5カ所で行ったということを先ほど述べさせていただきました。

まず一番最初に11月9日に市民センター「かたりあん」の方で実施したわけですけれども、残念ながら参加者はおりませんでした。

次の日に追分地区において住民説明会を行いました、参加者が1人でございました。その方も維持していくためには仕方ないんだろうなというようなことと、あと、水道事業が独立採算であるというあたりもわかつていなかつたので、独立採算なので仕方ないだろうと、維持していくためにはやむを得ないだろうというお話をしました。

その次に、次の週になるわけですけれども、飯田川の公民館の方で実施いたしましたが、残念ながら参加者の方はおりませんでした。

次の日に、この市役所において説明会を実施いたしましたが、これについても残念ながら参加者の方はいなかつたと。

最後の日に昭和公民館の方で実施した段階においては、2名の参加者がございました、その中では、やはり維持していくためにはやむを得ないだろうということと、いつまでも、最近新聞でコンセッションで民間にというお話があつたので、市の方でいつまでも水道事業を維持していってほしいという意見がございました。

あと、パブリックコメントにつきましては、1件のパブリックコメントがございまして、水道料金の値上げについてはやむを得ないんだけれども、子育て世帯について何か料金の減免等々できないものかというような意見がございました。

以上でございます。

○議長（小林 悟） 7番堀井克見議員。

○7番（堀井克見） 再質問で、どうお話ししていいのか、質問していいのか、やっぱりなと。だって、今日、マスコミも来ていますし、議員もおりますし、役所の職員にみな流れていますが、先ほどの質疑も含めて具体的なこと何一つね、自らすすんで説明をしようとはしてるんでしょうけども伝わってこない。5カ所やって1人、2人、都合3名と。

潟上の市民3万ウン千人おるわけだ。全く無関心だと私は断言、ほぼしてもいいんじゃないかな。パブリックコメントにしても然り。子育ての方が水の料金上がるっていうことは家計の負担なるから、若い世代を助けてよと、そういうことでしょ、くだけて言えば。ですから、そういう民のね、民意の切なる思いというものを、果たしてどれだけ吸収して、吸い上げているのかな。これね、やっぱり上げる手法とかね、当局は言ってみれば執行者として権力ですよ。ものの決まらない、上程もさねから、それは手法ですけども、社会通年上そうかもしれません、どんと協議会とか開いて、それでマスコミが来て、もう決まったかのように報道する。あなた方の言ったことのコメントを丸飲みして。そうすれば市民ね、3万人以上の市民、あとこれね、決定したことだし、我々がとやかく言ったって何ともならねんだ、いわゆるあきらめの境地。これでね、市政なり公共の業を進めていいといいものかと。やらなきやならない場面もあるでしょう。ただ、手続だけ、やっぱり自治体、行政というのは、やる、それでもってあとみんな同意したんだという受け止め方、私はやっぱり違うと思う。だから、こういうねやっぱり直近の、はっきり言えばすごいというか、きつい状態出てきたとなれば、あなた方は説明会だとかそういうふうなものを、パブリックやっても、その目的と機能が不全しますよ。不全。果たしてないと思う、私は相当の部分で。ゼロとは言わないけどね。やっぱりこういうことを改めていかないと、独りよがりの行政なりますよ。鈴木市政は、結果的に、もうバーンとアナウンスして、市民がどうのこうの言ったって通用しない、聞いてくれない。あまねく行政分野でそうでないかということになりかねないから、私はね、そういうことをねはっきり言って老婆心ながら、今までではやっぱりかなりかなりまた違つたったところもあったような気がする、私の経験から。だから、むしろ新しく市長なつて時代が変われと言えども、もっと丁寧に温かく寄り添うような間合いの取り方とか向き合いの仕方をしていかないと、執行権を持つ、権力を持つ行政だけがどんどんどんどんいつちやうということになりかねないから、老婆心も含めて、確かに手續は取ったというけれども実態は、そのね、あなた方が5回もやるために事務的なことも非常に繁用であったでしょう。難儀だっと思うすよ。職員も行ったでしょ、何人も。それとね、かみ合ってないもの。しかしながら、さらっとこうして提案されてこいば、議会が賛成すれば、まるでということになっちゃうので、やっぱりここらの進め方、私やっぱりこういうことを一つの教訓にして、やっぱりきちっと考えていく時期じゃないかなと思います。部長さ、これ以上答えれったって、あなた方はその部署において精一杯やってい

るでしょうけれども、市長がね、むしろそういう報告上がっていってるでしょうけども、執行者として、首長として、その姿を見て、むしろどういう感想を持ってるのかなということを提案者としてもしお答えできれば私聞きたい。どうですか。

○議長（小林 悟） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 堀井議員の質問に対してお答えしたいと思います。

まず、説明会やパブリックコメントの件数の少なかったことについては、私自身は、ものにもりますけれども、こういった関心がないとかではなくて、意見がないという、ストレートにそういった場合もありますので、この件数については結果としてやむを得ない状況なのではないかと思っております。

それ以前に、全協のお話もされましたけれども、市当局としては、やはりまずは市民の代表者であります議会の皆様にしっかりと説明するということが大事だと思っております。その上で広報等を通じて、改定についての情報提供はしておりますし、そういった提供をしながら、さらに市民の方々から声があれば、それは当然市長として耳を傾けていかなければいけないと思っております。

また、先ほど部長の答弁の中でパブリックコメント、子育て世帯へのお話もございました。これについては私自身、市政を進める上で、これは水道料金だけではなく、やはり子育て環境の整備、また、政策としての、施策としての広い分野で子育て世帯への支援はしっかりとやっていきたいと思っております。

○議長（小林 悟） 堀井克見議員。

○7番（堀井克見） 今、鈴木市長の考え方をお聞かせいただきまして、ああなるほどなど。手続は取ってるし、特別異常なことでもないし、こういうこともあり得るという程度の答弁であったと思っています。

ただ、やっぱりこういうことを一つの機会として、やっぱり今まで以上に首長として市民目線で、市民とね、温かく向き合う、その部署も含めてね、これはあまねく議会の各分野においても原点に立ち返る、市長になるとき、なったときの原点に改めて立ち返って、そして真摯に、しかも温かい向き合い方というものの姿勢を今後もひとつ続けてほしいし、貫いていただきたいと思います。

いずれにして、今後こういうことは、なるべく市が呼びかけたら、押すな押すなとは言いませんけれども、相当のやっぱり市民が来て、一緒に考え、問題を共有し、将来の希望に向かって進んでいこうというふうな集まりが発生するようなことを期待しながら、

3回目でありますので、質問はこれで終わりたいと思います。いずれにして、この部分の考え方は、私の考え方も申し上げましたので、委員会等々、あるいはまた委員長報告等々の中で、またさらに場合によっては詰めさせてもらいますので、宜しくお願ひいたします。

議長、終わります。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ございませんか。4番戸田俊樹議員。

○4番（戸田俊樹） ただいまの部長からの開催した5カ所における人数並びにパブリックコメントについては、堀井議員から質問されたんですが、どのように市民に伝えて、こういう会場において水道料金の改定の説明会を行うというふうにチラシ並びに広報に出しておるのか、全然見えてこないわけです。私どもの町内においても、今、盛んに工事をしているんです。そうすると、なぜ私のうちへ、入れて水を使いたいけれどもどうですかという、そういうことは一切ないと。私のところ神明町ですよ。何でそういう有収率を上げるための行動を一切行わないで、料金の改定だけ、これは独立採算だというだけの強権でもって行うのか。最初の市政協議会でお話したっていう市長の話もあるけれども、実際は、この1立方から770円にするという話で、それ以降はメーターの使用料だと。そうすると、22立方が平均家族の使う量だという話になると、ああいう値上げの率というのは、また変わってくるわけです。例えば、今引いておかなければ将来引かせないという市の方針があるわけですから、そういうことからすると、全く門戸が開放されてしまう行政運営、そう考えざるを得ないんです。こういうことについては建設部長並びに市長の考え方をお聞かせいただきたい。どういう行動をとって、これから有収率を高めるのか、今の新しい浄水場の工事費についても、これも見込んでのコストアップですから、当然値上げをするということでしょう。見解を求めます。

○議長（小林 悟） 畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） ただいまのご質問にお答えいたします。

市民への広報の仕方ということでございますが、まずやはり広報の方に、11月号に掲載してございます。紙面が小さいと気付かないということもございますので、1ページを使って上下水道料金の改定についてのページを設けておりますので、気付かないというようなことはないと思っております。そのほかにホームページの方にも掲載しておりますし、SNSを使って説明会の案内も出しております。

あと、ホームページの方の閲覧数でございますけれども、上下水道料金改定に対する

ホームページの閲覧数については約400件ほどの閲覧数がきておりますので、その中でパブリックコメントのことも書いてありますので、意見があれば意見を言う機会はあったと思いますし、やはり全戸配布の広報で一面を使ってお知らせするということは、こちらとしても参加者を増やしたいという思いで使用させていただきましたので、こちらとしてはできる限り参加していただいて、皆さんのご意見を聞きたかったというのは事実でございます。結果として、参加者が少なかったということは残念に思っているわけですけれども、なかなかこれ以上の市民にお知らせするツールというものを持っておりませんので、その結果だと判断しております。

あと、水道の引き込みにつきましては、今回、水道工事をやっている場所については、もう既に水道が入っている箇所でありますので、それについてはやはり個人で水道を引きたい場合は申し込んでいただくということを基本にしておりますので、今回そのようなことになったんじゃないかなと思います。もし新規に広く整備するという機会があれば、もちろん加入してくださいということのお知らせはやりますけれども、今回は既存の地域ということで、そのようなことは行っておりませんでした。

○議長（小林 悟） 4番戸田俊樹議員。

○4番（戸田俊樹） 市の広報一面を使って広報したんだというお話ですけれども、あの広報を見てですね、市民がそれじゃあオッケーということにはなっておらんと思うんですよ。引きたいと思ってもですね、本管が道路の反対側いってるわけです。引き込みするには大枚のお金がかかる、そういう方もいるわけです。そうすると、そういう場合にどれほどの負担になるのか、分担金もあるわけですから、当然その辺の範囲では収まらないということで、詳細にわたってそういうところについてのきめ細かな説明は、過去にしているんだということでは、もうそういう理由は成り立たないですよ、今の情報の時代では。と思うわけですから、今後も加入会員っておかしいんですけど、加入者を増やすために努力をしていただきたいという要請をしておきます。どういうふうになるのか、宜しくお願ひします。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は産業建設常任委員会へ付託します。

【日程第14、議案第72号 潟上市下水道条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（小林 悟） 次に、日程第14、議案第72号、潟上市下水道条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第72号について、当局より提案理由の説明を求めます。畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） それでは、議案第72号、潟上市下水道条例の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

説明資料の11ページをお開き願います。

本条例（案）は、下水道を使用している世帯の人数及び汚水の量が減少傾向にあることを踏まえ、使用量算定に係る使用者間の公平性を確保するため、使用量体系について所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、使用量表の30立米以下の従量分区を分割し、併せて、これまで10立米であった基本水量を1立米に変更したことにより、基本使用料も改正するものでございます。

なお、この条例は令和6年6月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。4番戸田俊樹議員。

○4番（戸田俊樹） 下水道の料金も一緒に来年の6月1日から改正をするという条例案ですけれども、現在、市役所職員、我々議員も含めて、特別職も含めて、それから会計年度職員並びにパートタイマー並びに再任用者、総計七、八百人おるはずでございます。この方々が全員下水道を利用しているかということになると、なっていないわけです。その辺のところをもう一度チェックをして、是非下水道を引いていただきたいと。環境と衛生を守るためにには、是非必要なんだということを、ここ十数年、前市長もその前の市長も何もしておらない。誰のうちと誰のうちが市の方に勤めてると言ったけれども、行ったら無いんだよね。そういうところをもっときめ細かに、ただ、強制することはできません。それはパワハラになりますから、そういうことを言ってるんでなくて、自らの中でそういう努力をしていただきたいということをお願いしておきたいと思います。見解あれば宜しくお願ひします。

○議長（小林 悟） 畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） ただいまのご質問にお答えいたします。

戸田議員おっしゃるとおり、やはり水洗化率を向上させるというのは重要な案件でございますので、以前、市役所の職員について接続しているかどうかの調査を行いまして、

その上で接続していない方には接続をお願いしますということでやった経緯はござります。ただし、最近ちょっとやっておりませんので、もう一度調べて実施したいと思います。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は産業建設常任委員会へ付託します。

【日程第15、議案第73号 潟上市戸別合併処理浄化槽の整備に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（小林 悟） 次に、日程第15、議案第73号、潟上市戸別合併処理浄化槽の整備に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題といたします。

議案第73号について、当局より提案理由の説明を求めます。畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） それでは、議案第73号、潟上市戸別合併処理浄化槽の整備に関する条例の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

説明資料の12ページをお開き願います。

本条例（案）は、市が設置した戸別合併処理浄化槽を使用している世帯の人数及び汚水の量が減少傾向にあることを踏まえ、使用量算定に係る使用者間の公平性を確保するため、使用量体系について所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、下水道と同様、使用量表の30立米以下の従量区分を分割し、併せて、これまで10立米であった基本水量を1立米に変更したことにより、基本使用料も改定するものでございます。

なお、この条例は令和6年6月1日から施行するものです。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は産業建設常任委員会へ付託します。

【日程第16、議案第74号 潟上市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（小林 悅） 日程第16、議案第74号、潟上市行政手続における特定の個人を識

別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題いたします。

議案第74号について、当局より提案理由の説明を求めます。櫻庭福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（櫻庭 仁） それでは、議案第74号、潟上市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

説明資料の13ページをお開き願います。

本条例（案）は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、本市が独自に行う個人番号の利用事務において、個人番号を利用する他の事務との間で府内連携を行う際に利用することができる特定個人情報を追加するため、所要の改正を行うものでございます。

内容でございますが、福祉医療費の支給に関する事務において、個人番号の独自利用により情報連携ができる特定個人情報として、医療保険給付関係情報を追加するものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は社会厚生常任委員会へ付託とします。

【日程第17、議案第75号 潟上市防災・健康拠点施設の指定管理者の指定について】

○議長（小林 悟） 次に、日程第17、議案第75号、潟上市防災・健康拠点施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

議案第75号について、当局より提案理由の説明を求めます。櫻庭福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（櫻庭 仁） それでは、議案第75号、潟上市防災・健康拠点施設の指定管理者の指定についてご説明いたします。

説明資料の16ページをお開き願います。

本案は、潟上市防災・健康拠点施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

施設の概要でございますが、潟上市防災・健康拠点施設の所在地、潟上市飯田川下蛇

川字井戸沢41番地、その他施設の概要は記載のとおりでございます。

次のページ、17ページをお願いいたします。

指定管理者となる団体でございますが、社会医療法人正和会。代表者、理事長小玉弘之。所在地、潟上市昭和大久保字街道下92番地1。

本市での指定管理の実績は、同施設開設時の平成30年7月1日から管理を行っております。

その他、団体の概要は記載のとおりでございます。

指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間でございます。

次のページ、18ページをお願いいたします。

参考としまして、指定管理者選定委員会の結果を記載してございます。

説明は以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。3番藤原仁美議員。

○3番（藤原仁美） 潟上市防災・健康拠点施設と表現されていることについて、ちょっとお伺いしたいんですが、防災という観点からは、トレイクかたがみの備蓄品はあるのは知っていますが、防災の拠点というところで、どういった役割を示しているのかというのをちょっと教えていただければありがたいです。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

この防災・健康拠点施設というのは、その施設の正式名称でございまして、そのトレイクの部分と防災備蓄庫の部分を合わせて防災・健康拠点施設となってございます。

今回、指定管理をお願いするところは、防災備蓄庫を除いたところの指定管理の部分でございます。

この事業につきましては、県の事業を使いまして、そういったプロジェクトに基づいたそういう名称でございますので、その防災という名前が付いているということでございます。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ございませんか。9番中川議員、お願いします。

○9番（中川光博） ちょっと確認でお尋ねしますけれども、今お話をいただいたトレイク部分と防災部分という取扱いの今説明いただきましたけれども、当初、トレイク立ち上がるときに年度の収支決算で黒字といいますか、黒が出た場合はトレイク側に半分、行政側に半分ということで、折半しましょうということになっていたと思うんですが、今

その状況どういう取り決めになっているか、そして、その理由といいますか背景といいますか、そのあたりを説明お願ひしたいと思います。

○議長（小林 悟） 櫻庭福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（櫻庭 仁） ただいまのご質問に対し、お答えいたします。

今、議員がおっしゃられましたとおり、指定管理者と協議し、利用料金の分については当初は精算金という扱いでございました。2回目の指定管理期間の令和3年からにおきましては、協定書においてそこを改定し、精算金に関する条文を削除してございます。令和3年度以降の施設利用料は、管理者の収入ということになってございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） 9番中川議員。

○9番（中川光博） ありがとうございます。

ちょっとまだ一つお答えいただいてないようですが、制度変更はそのようにあったということですけれども、協定書の変更に至る背景といいますか理由といいますか、そのあたりの説明を再度お願ひします。

○議長（小林 悟） 櫻庭福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（櫻庭 仁） 再度お答えいたします。

指定管理における利用料の扱いということで、他の指定管理と同様にしたいということで、令和3年の協定書の改定する際に、そういう方針の下で事業者と協議いたしまして協定書のほうを改めているものでございます。

以上です。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ございませんか。7番堀井克見議員。

○7番（堀井克見） この施設のスタートは、ご案内のとおり八郎潟ハイツというものが飯田川地区にありまして、それを解体し、そしてあそこに地域の活力も含めて何か建てようということで、結果的には防災と健康ということで今の状態になりました。五、六年は軽くなったのかな。その歴史を振り返りながら、先ほどもちょっと同僚議員が触れましたけれども、問題はその指定管理料。最初、恐らく、私の記憶だと3,000万内外であったのかな、もっといってあったのかな、3,600万といえば、毎月300万ということになっちゃうし、あの施設の指定管理料がもう固定化して、状況変われど毎年税金を投入していくということになれば、大変なるんじゃないかと、将来ね。確かに災害と防災

と健康というのは大事なんですが、この小玉正和会、これはもう皆さんご案内のことおり、資料にもありますけれども、整形外科から始まって何々リハビリステーションまで、医療の一大事業団体というか、もはやこの名前はね、この施設の権利は潟上にあるでしょうねけれども、何十ある中の一つの小玉正和会の施設というか、十何分の1ぐらいの感じになってるんじゃないかなと。小玉さんの方では、ほかはみんな主体的に自分の責任の上で経営をしてろうし、当然採算取れてるでしょう。ただ、ここだけウン千万も、来る年も行く年も市が税金を投入していくということになれば、私やっぱりね、最初のことを知らない人も多いでしょうけれども、先ほどもちょっとありましたけれども、使用料が入ってくる。収入ですよね。市の施設を利用し、指定管理料をもらって、市の施設を利用したものに対する使用料は、市の収入ですよ、見方によつては。それを折半するとか按分するとか、場合によつてはその部分だけ指定管理料を翌年から下げるとかね、そういうしていかないと、私はやっぱりね、これ誰見たってどうもつじつま合つてないんじゃないかなと思います。この指定管理をしている小玉さんの方にどうのこうのといちゃもんつける気持ちはさらさらありません。地域医療にも寄与してますし。ただ、巨大な一つの組織団体ですよ。一つの部分の施設に、成り下がったといえばなつてで、そして市では毎年のごとく、もう既定のようにして何千万も出していく。ここらはね、やっぱり住民サービスと市政全体とのバランスを考えて、私はこういう指定管理を5年で1回改めるこの機会に、しっかりと向き合つて、言うべきことは言う、聞くべきことは聞く、そして時代さ見合つたやり方をすべきじゃないかな。5年となればね、一時代どころじゃね。もうはっきり言って世の中変わりますよ。潟上のものだか、小玉正和会のものだか、もうわからないとは言わないけれども、中には、あれ正和会の施設だよねと言う人もおりますよ。それぐらいね、潟上の行政の財産であり、所期の目的は先ほど申し上げたとおりでありながら、その判断すら曖昧になつてゐる市民もいるといふことも事実。ですから、そこらはね、私は思い切つて、財政が厳しくてあれもカットこれもカットという部分もありますから、ここでやっぱり、まず何千万払つてゐるのか。そして、当初は何千万で、その後どういう推移なのか、5年、7年経つて、そこらひとつお示しいただきたい。指定管理料がどういう推移をたどつてきたのか。今日どれぐらいあるのか。そして収入料は、ちょっと細くて大変恐縮ですが、1年目、2年目はどれぐらいあって、その後、先ほどの部分、どういうふうな推移をして、いつの時点からその約定書というか取り決め、もうほごにされて、入つたものはみんな正和会に行く。出すものは毎年同

じく出していく。これはっきり言ってね、見方によっては大変問題ありますよ、やり方として。そこらひとつ、本会議での質疑ですから、あまり細かいところに入っていくとなれば、部局の方でも大変だと思いますけれども、ただ、肝心なことを今、私ね知れませんし、私の委員会でもありませんから、聞いていただきたいし、もしここで答えられねがったら所管の委員会でやってもらいたいということもお願いしながら聞いています。

それからもう一つ、18ページ、参考という資料だけれども、選定委員会の結果ということで、大上段に構えて載せているって言えばいいんだが、これ見れば、あんた方、何も言うことないだろうと思っているかもしれません、何か私ね、やっぱりこういうところに疎いのかね、選定委員会のメンバーはこの間のメンバーでしょう。市政協議会で検討したとおり、部内の部長と、あと金融関係2人ぐらいかな。これ、公募、非公開と、そして選考委員会が開かれて、選考してきたそのプロセスの内容も開示できないというこの間の回答でした。検討してみますというような話で終わりましたが。全く開示されないで議決だけ求めてきていると。それから、審査項目、これ評点とありますけれども、利用者の平等利用の確保は「〇」、これマルってどういう意味あるのかわかりませんけども。これ何でマルなんですか。そして、その2から、施設の設置目的の効果的な達成、満点が30点。これ何で満点が30点なの。3は、効率的な管理が20点、適正かつ確実な管理を行う能力、これまた30点、5つ目が、施設の設置目的、性質に応じて定める基準だか、これが20点、まあまあ足してみればね100点満点になるようにしたのかなということは、大体概ね予測はつくんですが、1のマルは別としても、これはこれで今見解求ますが、2から5まで、場合によっては100点さこだわらなくたって、みんなそれぞれの項目というか、100点というものを与えて、ベース100点与えて、その中で何点、何点ということで表わせれば、満点が400点の中で結果的に評価はこうですよと、非常にわかりやすいことになってくる。これ20点と30点というのは、これは何か規則とか、これ誰が、指定管理委員会というのは、こういうふうにやれと、どっかの定めとかルールがあってやってるのか。仮にないとすれば、誰の発案でこういうことをやっているのか。私方議会側の議員から見れば、この議案を審査するに当たっては非常にわかりにくい、いわゆるまやまやで感じを受ける。私は特に飲み込みが悪いせいか。ですから、こらね、結果的に75.96と、ちゃかっとトータルだけ書いてる。だからね、非常にわかりにくいので、ここらも基準というものが何を根拠にしてここに提示されて、しかもこの、まさに防災と医療、専門機関を、潟上の部長五、六人と銀行と代表と、専門家でも

ないはずだし、私に言わせてみればだよ、ある部分、何をもってこれ点数書いてチェックして、何点プラス、75.何ぼと。これ何の基準と、何の知見の裏付けでもってこういうことが出てくるのか、摩訶不思議というかわかりにくい。しかも審査した経緯、それも開示できないとなれば、まさにその内輪の中で決定したと。ではないんでしょうけれども、決定されてますよね。そして提案されている。ここで、皆さんに今全てを開示し、オープンを求められる社会の流れ、時代の流れさ、これ合致するすか、こういうやり方。これのみならず、これから今、目白押しに出てくる。4本も5本も6本も、この関係する議案が。みんな同じ基準で、みんなで渡れば一部で決めたものは通るんだという前提の中でものやってるのかなと。でないとするならば、やっぱり論あってもなくても、プレゼンあつたらあつなりの内容を全て開示して、そして我々議員、市民の代表である議員が判断するための根拠というもの、論拠というものを示していただく、それが当局の普通の姿勢じゃないですか。そこらどうなんですか。

○議長（小林 悟） 櫻庭福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（櫻庭 仁） それでは、ただいまのご質問についてお答えいたします。

はじめに、防災・健康拠点施設の指定管理料の推移ということも含めて、それから、今後の指定管理料における考え方等について私の方から述べたいと思います。

指定管理料の推移でございますが、平成30年度に10月から3月までの、ここは開設時は6ヶ月間、半年分の指定管理料におきましては3,400万程度の指定管理料となっていました。その後、1期目の2年目については4,200万程度の金額となってございます。2期目の指定管理における令和3年度以降についても年間で4,200万程度の指定管理料ということで、横ばいの推移となってございます。

ただいまご指摘にあったとおり、指定管理料における利用料金等については、先ほどもご質問ありましたが、指定管理料としての規定に基づいた指定管理の方に収入として入りますが、年間の利用者数が年間800万程度の利用料ということで入ってございますので、そういうことも踏まえながら今定例会で承認いただければ、この後、事業者さんと協議するわけでございますので、その中でその指定管理料が適切なのかどうかも含めて精査し、指定管理の制度に基づく財政のコスト削減という観点からも協議していくたいと思ってございます。

私の方からは以上でございます。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） 堀井議員のご質問の2点目についてお答えいたします。

まず、審査のこの点数についてでございますが、これにつきましては潟上市の公の施設の指定管理者候補者決定基準というのを定めてございます。その中におきまして、先ほど資料にあるように、選定基準ということで利用者の平等な利用が確保されることであったり、施設の設置の目的、効果が達成されること、こういった部分に配点を定めています。その配点に基づいて、それぞれの委員については評定の決定ということで、「特にすぐれている」場合は5点、それから「すぐれている」場合は4点、「ややすぐれている」場合は3点、「やや劣っている」場合は2点、「劣っている」場合は1点ということで、その評定の方法もその決定基準の中で定められておりまして、それぞれの委員がこの基準に基づいてそれぞれ点数を入れた結果がここに記載している点数ということでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） 堀井議員。

○7番（堀井克見） 12時回りましたから、あまりね、恐縮ですけれども、1点目の答弁、当初は6,000万と、最初3,000万だっけ、ごめんなさい、3,000万と。ただし、半年と、半年。ざっくりいけば500万だ、月ね。スタート時だし、様々なもののリスクもあってそうしたかもしれない。それ以降は4,200万だと。使用料が800万、これざっくりいければ5,000万だ。でしょ、合わせれば。いわゆる500万が4,500万、数字的にざっくりだや、ざっくり計算からいけば、半年が500万であったのが、それ以降は年単位でいくと4,200万さ使用料の800万足せば5,000万でしょう。450万ぐらい、まず弱というかな。やっぱりね、この800万というものを折半、もしくはやっぱり市に使用料として、あらゆる使用料入ってきてるでしょう、潟上市さ。いただからなきや駄目ですよ。場合によつては指定管理料を下げるとか、どっちでもいいんだ。入ってくれば歳入なるし、出していくときは税金だし。これね、小学校の生徒でも算術できる話で、ここらさ手つけていかないとね、96パーセントも97パーセントも経常収支あっぷあっぷしている潟上財政、立ち行かなくなるよ。本当話すれば、唇寒くて、申し訳ない感じもするんだけど。我々議員として、やっぱりこういうことを、言いにくいことも、何ていうかちょっと申し上げて、一緒に共有しながら考えていく。これ、市長であれ私だって、いつまでこの公職さいるかわがらね、選挙あればどうなのかわがらね。だから、未来永劫、子々孫々のた

めにも、そして先人が築いてきたものを普通に守っていくためにも、やっぱりこういう議論というのは、面倒くさいと思わないで、お互いにしていかなければ、私は時代さ賴る潟上の姿というのは維持できねんじやねえがなということを、ちょっと心配で今申し上げておりますので、これ具体的には、今、所管の委員会、藤原典男さんの委員会の方に行くでしょうけれども、こういうことを踏まえながら、きちっとウイングを広げて掘り下げて、この部分の議案を審査していただきたいと思います。

それから、千葉部長答えたこと、あなたはわかっているでしょうけども、聞いた私は全く、ほとんど理解できぬ。あの部長、この部長たって、この防災だとかね、1名は病院だか介護、ほとんどねプロでも何でもね、たまたま今、部長さいる方々だ。大変恐縮ですが。銀行といえどもそのとおり。お金貸して利息、ノルマと。その方々が、今、何とか、基準だか、内規だかあると。いつ誰が決めたかわからないけれども。そして、言ってみれば内輪で指名し、内輪で検討して、そしてこの点数つけて、はいこっち勝ったとか、こっち落選したとか、ある報道見れば落選とかって書かれであった。だから、これ、ただ事でないよ、これはつきり言えば。真面目に頑張っている方は。あなた方は執行者として、権力に立脚するものとして何も感じねかもしだれども、周りから言ってみればこれはたまたもんでね、正直言って。なんなどと、今までやってきたことが。なりかねないので、正和会からは頑張ってもらいたいんだけれども、恨みつらみ出てくるかもしれませんね、私に対しても。だけれども、やっぱりそこはね、まさに金儲けで正和会もやってるわけでもない。まさに潟上さ大きな拠点があつて、潟上の、防災は別としても介護だとか健康増進のために小玉先生、兄弟が頑張っているわけだから、それぐらいのこと、私は懐深くして理解してくれると思うよ。あなた方がむしろ遠慮してるんでねがなと思わざるを得ない。ですから、先ほど今、部長から、はからずもね、これらの議決をいただければ、今後の指定管理も含めて、在り方をきちっと協議をしたいということを今申されましたので、あの議論は所管の委員会に譲りますし、報告のときにまた、どの程度の質疑されたのか、あわせてお尋ねするかもしれません。ですから、千葉部長ね、そこらも含めて、千葉部長は所管さは行がねかもしだれども、そこは全くどういう基準があつて、どうなのかということを、きちつとした書面をもつて各委員会にきちつとお示しし、そして納得のいくような質疑というものを期待したいと思います。これ、部長とかね、課長とか、そのレベルの話じゃないから。潟上の政策遂行していく上で根本的な問題だから、あえてこの全体の大綱質問の中で問うと、こういうことな

ので、どうぞひとつ宜しくお願ひしたいと思います。時間も時間ですから、答弁はいりませんが、申し上げておきます。

以上です。

○議長（小林悟）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟）質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は社会厚生常任委員会へ付託とします。

昼食のため、暫時休憩したいと思います。1時半まで休憩をとりますので、宜しくお願いします。

午後 0時11分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（小林悟）休憩前に戻り、会議を開きます。

【日程第18、議案第76号 鞍掛沼公園3施設の指定管理者の指定について】

○議長（小林悟）日程第18、議案第76号、鞍掛沼公園3施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

議案第76号について、当局より提案理由の説明を求める。小野産業振興部長。

○産業振興部長（小野貴宏）それでは、議案第76号、鞍掛沼公園3施設の指定管理者の指定についてご説明いたします。

説明資料の19ページをお開き願います。

本案は、鞍掛沼公園3施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

施設の概要でございますが、潟上市天王ふれあい交流センター（天王温泉くらら）、潟上市鞍掛沼公園展望塔（天王スカイタワー）、次のページをお願いいたします。潟上市農山漁村活性化施設（食菜館くらら）、所在地は、いずれも潟上市天王字江川上谷地109番地2でございます。

その他、各施設の概要は記載のとおりでございます。

指定管理者となる団体でございますが、NNK共同体。代表者、代表会社ノリット・ジャポン株式会社代表取締役菅原久典。所在地、秋田市大町3丁目5-8 ウィング・グラン4階。

指定管理の実績は、平成30年4月1日から道の駅おおゆ、令和4年4月1日から男鹿駅周辺広場の管理を行っております。

その他、団体の概要は記載のとおりでございます。

指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間でございます。

次のページ、21ページをお願いいたします。

参考としまして、指定管理者選定委員会の結果を記載してございます。

鞍掛沼公園3施設については、2者の応募があり、本市で指定管理者制度を導入して以降、初めての競合となりました。そのため、本案件については先の市政協議会で説明したほか、本日、指定管理者選定委員会に提出された2者の事業計画書を参考資料としてお配りしております。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。12番石井和人議員。

○12番（石井和人） NNK共同体でありますけども、3者ということで、順調に事業が行われている場合だと、3者のいいところ、これが相乗効果を得ることができて大変よろしいかと思いますけども、今後その事業を運営するに当たって何かちょっと厳しい状況になったとかそういう感じの場合、3者で意見の食い違い等出た場合とか、そういった場合にはどのような対応をとるのか。また、何らかの理由で3者のうち、ほかの1者、もしくは2者が、この共同体として事業ができないという、そういう状況になった場合には、どのような対応をとるのか、この辺についてお聞きしたいです。

○議長（小林 悟） 小野産業振興部長。

○産業振興部長（小野貴宏） ただいまのご質問にお答えいたします。

一民間企業であれ、共同体であれ、決定のプロセスはその社が担うものであると考えております。例えば、社内において意思決定する、そういった機関のプロセスにおいて市が何か手助け、あるいは助力できるものではないと考えております。

今回の企業体におきましては、代表会社はノリット・ジャポン株式会社、共同体に入っております恋する鹿角カンパニーの親会社でもございます。したがいまして、一義的には代表会社が責任を持って運営すべきものと考えております。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ありませんか。5番佐藤義久議員。

○5番（佐藤義久） まことに単純なことですが、委託する事業所名、施設概要ですけど、温泉施設、レストランと書いてありますが、温泉施設っていうのは、名称、よろしいん

ですか。確認したいんですが。

○議長（小林悟） 小野産業振部長。

○産業振興部長（小野貴宏） ただいまのご質問にお答えいたします。

厳密にいえば、現在、温泉引いておりませんので温泉施設ではございませんが、温泉を掘らないとまだ確定したわけではございませんので、従来どおり温泉施設という言葉を使用してございます。

○議長（小林悟） ほかに質疑ありませんか。8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） まず、集客がかなり成功しまして、予想より上回るいっぱいお金が入ってきた場合に、そのお金いくらかあれですか、協議によっては渉上市が受け取るということは可能なんですか、そこら辺お聞きしたいと思います。

○議長（小林悟） 小野産業振興部長。

○産業振興部長（小野貴宏） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど堀井議員からも同様の質疑あったと認識してございます。今回新たな指定管理者とは収入が多い場合、例えばインフラ設備、今、市が担っておりますが、そういったものに振り分けていただき、内部留保に全てを回さないような協議をする、あるいは指定管理料を減額する、そういった協議をこれから議決で可決を賜れば今後詰めてまいりたいと考えております。

○議長（小林悟） 8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 今の指定管理料の減額とか、あとは施設のメンテなんかも、市でかけなくともその会社でもし儲けがあればやる場合もあるということですね。それはわかりましたけれども、実際に私聞きたいのは、利益の一部を市の方に、指定管理者の管理料は安くはなるかもしれませんけれども、いっぱい儲かった場合にですね、いくらか来るのかということと、あとこれ、所得税については本市に入らないで、この事業所のある秋田市、そちらの方にいくということになりますか。

○議長（小林悟） 小野産業振興部長。

○産業振興部長（小野貴宏） ただいまのご質問にお答えいたします。

いわゆる利益が大きかったときに市に寄附していただく、もしくは指定管理料を減額する、手法いくつかあろうかと思いますので、そのあたりは議会で議決を賜ってからの協議となりますので、選択肢として考慮させていただきます。

2点目のご質問の法人税につきましては、議員おっしゃいますとおり、現状では秋田

市、もしくは鹿角市に本社がございますので、そちらの方に税が入りますが、最終的には潟上市の地域商社としてやっていきたいということで、潟上市に現地法人を立てたいとの意向も賜っておりますので、そのあたりも数年経ってからの協議案件になろうかと考えております。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ございませんか。17番佐藤敏雄議員。

○17番（佐藤敏雄） 私の方から2、3点質問させていただくんですけれども、前回の市政協議会の方でお答えいただいたかもしませんが、再度ちょっとこの場でお尋ねしたいと思いますけども、このクルーズ船のことです。クルーズ船がこちらの方にやってくる場合、インバウンドに向けて果実の収穫体験を行うなど、多くの集客を見込んでいるというこちらの資料ではありますけれども、大体、当局側として年間どれぐらいの集客を見込んでこちらの方に打ち立てているのか、その辺をまず1点と、あとそれから、こちらの緑の資料の方の、ざっとこの事業計画書の方を今見させていただいたんですが、温泉施設のところで極楽湯からのアドバイスサポートを受けるということで、前回の市政協議会でも説明はしてはいましたけれども、こちらも私も極楽湯、大変大きな温泉施設で、何度も入ったことありまして、大変すばらしい温泉施設だなということは私も実感、体験してわかっております。そこで、こちらの一流の極楽湯のアドバイザーということになりますので、こちらの方からこのくららの温泉が、今後、今は白湯ではありますけれども、温泉にした方がいいという方針を打ち立てた場合、当局の方ではその方針に従ってその方向に進んでいくのか、その辺のことについて伺いたいと思います。

また、その方向に進んだというときに、我々議会の方には、後出しではなくて先に、前もって、こういう方針だということで申し述べていただけるような、そういう段取りを踏んでいただけるものか、その点についてちょっとお尋ねしたいと思います。3点です。

○議長（小林 悟） 小野産業振興部長。

○産業振興部長（小野貴宏） ただいまのご質問についてお答えいたします。

1点目、クルーズ船でございますが、今年度、過去最多の寄港数となっておりまして、今後も増える見込みであると伺っております。したがいまして、寄港船の寄港回数により人数は増えるものであり、今時点での程度という詳細な人数はちょうどいしてございません。ただし、秋田港でクルーズ船の接待等を行っている秋田東北ダイケン、こちらとノリット・ジャポン、非常に親しい間柄にございますので、いわゆる潟上市への観

光客の誘致、こういったものも秋田東北ダイケンを通じてやっていただけるものと考えております。

それから2点目、極楽湯さんの方から温泉にすべきという提案があった場合、当局はそれに従うのかと。この件につきましては、あくまでも決定するのは当局でございます。また、当局が決定するプロセスにおいては、当然、議会に説明をし、議会から許可を得た上で物事を進めるというのが、ごくごく当たり前のことと認識してございます。したがいまして、議会の方にもきっちりと説明をした上で温泉にするしない含めたものご相談をさせていただきたいと、そのように考えております。

○議長（小林悟） 佐藤敏雄議員。

○17番（佐藤敏雄） 答弁ありがとうございました。

インバウンドのことにつきましては、まず数については、ちょっと今の段階ではお答えすることはできないという答弁でありますので、当局側としては大いにこういう数を見込んでいるということでありますので、今後こちらの方に関しても、反対するものではありません。大いに盛り上げていただけるように、力を注いでいただければということであります。

それから、こちらの方の温泉の方でありますけども、最終決定は当局であるというお答えでありましたので、もし温泉にするという場合、あそこが欠けてた、ここが欠けてたということではなくて、逐一というか、本当細かく大変恐縮ではありますけども、我々18名のこの議員に対して、細かい段階で詳細について教えていただければと思います。宜しくお願いします。

私の質問は以上です。

○議長（小林悟） ほかに質疑ございませんか。13番西村議員。

○13番（西村武） もともとこの交流センターの場合は、これは当初、造るときから温泉施設は赤字であるということで、これはやはり地域の福祉の目的、そういうものがまず大きかったわけです。そういう中で進められてきて、赤字のカバーは、要するに宴会とか、あるいは自販機、そういうものでカバーする、こういうことで温泉施設がスタートしたわけです。

それと、例えばこの今、なっぽ・はうですか、その目的というのは、要するに地産地消ですね。地産地消、地域でとれた農産物、あるいは海産物、そういうものを販売するんだと、こういうことが目的でしたので、まずはできるだけ、もしどうなっても、地

域でとれたものを主体にした販売、足らないところは、それはほかから持ってくることも、これは仕方がないと思いますけれども、それがまず最大の目的でした。

もう一つ、雇用の場の確保ですね。この雇用の場の確保というのは、要するに働く方々は、できるだけこの潟上市の人、そういう人を使っていただくというようなことがとても大事なんです。せっかく市長のスローガンで、稼げる力を創出するということであれば、当然その潟上市のそういう方々から今までどおりやっていただきたい、その使っていただきたいというのは、これは理解のことだと思いますけれども、その辺のところについてご答弁お願いします。

○議長（小林悟） 小野産業振興部長。

○産業振興部長（小野貴宏） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員からご意見ございましたとおり、所期の目的、住民サービスの向上、それから地産地消の推進、こういったことを忘れることなく、目的を見間違わないよう指定管理候補者には、きっちりと私から申し伝えます。

それからもう一点、従業員の待遇でございますが、先日の市政協議会でもお伝えいたしましたとおり、今定例会で可決された後、速やかに従業員に対する説明会を開催する予定としております。また、NNK共同体からは、転籍を希望される従業員は、正規・非正規を問わず全て受け入れると、そういった意向を示しております。ただし、同社からの待遇や経営理念、それから研修制度や人事評価制度、そういった説明をお伺いした後、各従業員が判断することとなりますので、そのあたりも企業任せにせずに、私どもが最後まで関わりを持ち、最後の1人まできっちりと雇用していただけるよう取り組んでまいります。

○議長（小林悟） ほかに質疑ございませんか。4番戸田俊樹議員。

○4番（戸田俊樹） 三セクの施設が今回、地元の事業者の管理並びに運営をされておったのが他市の会社の方に指定管理をお願いすると。この判断を当局はされたようですが、今の現状のグリーンランド株式会社の経営内容ということについては、どういうふうにとらまえておるのか。ここ二、三年の間でも指定管理料は5,700万ほど昨年も計上されて、トータルでは八千四、五十万のお金を投資といいますか、維持経費のために払っておるわけです。その中でグリーンランドのBSやPLを見ますと、それなりの若干の効果があるように見えますけども、コールセンターの方に母屋を渡して、さらにこのままいくと、このNNKに全てが委ねられて、後で温泉を掘るということが見え見

えのような気がするわけです。 そうした場合には、極楽の湯という温泉施設のノウハウがあるから、全国的に海外にもあるんだという話をされると、そうですかとうなずかざるを得ないんだけれども、言つてることは何か今日来ましたら計画書をここへどんと上がっておるわけで、画餅じゃないかと、絵に描いたもちではないかと。 明日テストあるから、いい点数取つてこいよ、はいわかりました、100点取つてきました、こういうふうな話で、期待が大きいがゆえに、これがまた3月の定例会では指定管理料をいくら位にするのか。 また、維持管理のために小破、大破、中破の段階での区別もせずに、既に食菜館の方も十二、三年なります。 温泉は平成10年ですから、もう二十五、六年経過しているわけですから、恐らく県の方もその部分については、その場その場で当局との話し合いで持ち出しをお願いしていると、こういうふうな形になるのではないかと懸念されるわけです。 その辺について見解を持ち合わせておったら、これ以上の手はない、これがベストなんだということであれば、これがベストだと言っていただきたいと思います。

以上です。 見解をお願いします。

○議長（小林悟） 小野産業振興部長。

○産業振興部長（小野貴宏） ただいまのご質問について、経営状況の部分についてお答えいたします。

令和2年度まで同社は赤字と黒字を繰り返し、どちらかといえば最終赤字が多かった状況でございましたが、令和3年度から黒字に回復してございます。

今年度の事業計画でいきますと、現預金、それから今年度の利益により、銀行借入金、それから出資金、全て清算できそうな見込みであると、そういった見立てを社長からお伺いしてございます。

○議長（小林悟） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） このたびの指定管理者候補の選定につきましては、私自身、現時点ではベストな判断と思っておりますので、当然そういった形で今定例会に提案させていただいております。

また、今回お配りした提案内容等につきましては、正直、係る経費につきましては市側の判断も必要な場合もあります。 場合によっては、すぐ実施できないものもあるかと思います。 また、温泉掘削については、以前、議会にも説明したとおり、現状なかなか高額な予算を伴うものでありますから、この部分についても先ほど部長も答弁し

ましたとおり、しっかりと市の財政状況等を見極めながら判断していきたいと思っておりますので、ご理解のほど宜しくお願ひいたします。

○議長（小林 悟） 4番戸田俊樹議員。

○4番（戸田俊樹） 産業振興部長並びに市長から、必ずやこれがベストだという判断をされて議会に提案されているわけですけれども、どうも腑に落ちないんですね。コールセンターとの関係で、大広間を全てもう使えない状況の中で、この先は過去3年間は黒字傾向にあるという動向がある中で、コールセンター、それらがあそこからだけ撤退して工業団地へ全て移転する場合は、また再度あそこを作り直してやるとなれば、また大枚のお金がかかるわけです。そのとおり、今そのまま置いていくというわけですから、あれは大広間にはならないですから。ですから、そのときそのとき予算をどっからか捻出して出していくと。その場をしのげば、次は、喉元過ぎれば熱さはわからなくなるんですけども、そういうふうなのが見えるんですね。私は決してこれは、無理でないかと。温泉はあきらめるということでいったはずなのに、またここへきて温泉を掘りましようという話が、二、三年後、あるんではないかと。当然コールセンター、工業団地にみんないくわけですよ。道路の付け替え、用水路の付け替えによって何億というお金がまたかかるわけです。さらに、行った後はまた直さなきやいけない。そういう状況で、湯水のごとくお金がかかっていくと、これが全て市民の負担ということになるわけです。国がどのような形、県がどのような形で、こういう農山村施設の整備をする段階では補助金等はあったけれども、その後の維持管理については全て各自治体にお任せということですから、その先は非常に私は暗いんではないかと思って、意見を述べて終わります。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ございませんか。7番堀井克見議員。

○7番（堀井克見） 今、同僚議員からもそれぞれの切り口で質問やら意見が出されました。まず今日ね、この間、先般、市政協議会の中でＮＮＫという会社が指定管理者に今度なるというやの話がありました。即日もう決定したかのようにマスコミにも報道され、スマホの全国のニュースにも載って、片一方が何々代表が落選したと、落選したと。事実とはいえ、落選したもしないも議会の議を経ていかないと、どうなるかもわかんない不確定要素の中で、あんだけ風評されるというものは、何十年というその方々が額に汗してやってきたものに対して、あまりにも非情な結果を招いたんじゃないかと。まさに何かあったんだかと大変心配しています、皆さん。今、同僚議員もいろいろ縷々話されたんで、同じこと、一つ事しやべってもしょうがないんですが、要は令和2年からコロ

ナでありますて、その中でも資本金を、出資金を取り崩してやってきたものを是正して、今年度決算の見込みでは、もうちゃらになって正常な状況に戻るということを今、部長からお話をされました。そうだとすれば、そもそもこの3施設というのは、グリーンランドを中心にしてこの公園は、都市公園という中をベースにして出来上がってきますよ。何十年という歳月かけて。今この提案されているN N Kという会社は、今日のこの提案書を見ますと、まさにバラ色というか、夢、バラ色物語みたいなことを、何でも羅列するものは羅列して、わざわざ画像というか写真付けて、このとおりいくはずもないし、相手がいることだから、社会というね。だから、これ見てね、今までようやくその難儀してここまできた人を切り替えると。なぜね、募集段階から、渦上市の垣根を取り払って市外も参入認めると。もうこの発想すらね、私はちょっと、私はいきに解せない。要はあれでしょ、この施設そのものは、利益を一方的に、第一義的に、利益出た方いいですよ、出ないよりは。市民福祉の向上とか保養だとかね、公園という全体のコンセプトの中で何十年もかけて築き上げてきたものなんですよ。今このN N Kという会社が来たときに、それとどう整合性がとれるのか、私ははっきり言って理解できない。これ、利益を求めるのか。何年しまえば何万人増やすとか、何年しまえばなほなほ増やすとか、極楽の湯こうだとか、雲つかむような話だ。温泉として何も機能してねんだから。ヨルセンターがいるんだから、あそこへ既に。それを2年、3年、4年先に税金を投じて、恐らく何千万、何億でしょう。どっから財源手当するかわかりませんけれども、わざわざそういうリスクを背負いながら、わかっているのにね、経営をペイできれば私はそれでいいと思うんですよ、もう。地元の雇用も継続されてきているし、そして、農家も地産地消でみんなね額に汗して生産物を収めてるし、全てこれらがある意味では基になって、よそからきたこの会社の杓子定規というか、方針、コンセプトによって、それに配下に入らざるを得ないということ、これ否応なしにそうなりますよ。そして雇用の部分でも同じ。言ってみればN N Kの経営方針さ合わないものはカットされますよ。今やるとか、それは介入しますとかって、あなた方、まるまるね指定管理料払うけれども、まさに指定管理という権限は向こう委ねられるわけだから、市は何の根拠と権限もって入っていくんですか。あなた方、関係ありませんと。5年間のスパンでは、私どものははっきりものと、自由にやらせてくださいといったときに、様々な部署から異論なり、思いどおりいかなかったときの検証とチェック、これ、誰がやるんですか。万が一の話、たらればは駄目でしょうけれども、このとおりいかなくなつてあっぷあっぷした

ときに、5年の中で、とてもじゃないけど指定管理者できないということだってあり得るかもしれない。それを思ったときに、この潟上の宝ともいうこのグリーンランド一帯がどうなっていくのか、そこまでのリスクなり将来の心配というものをきちっと検証し、その根拠、裏打ちがあって、そしてあなた方は議会側に提案しているんですか。市民から見ると、もっと不安だと思いますよ。どこの会社やと。何、実績あるのがやと。鹿角の温泉の隣だけ、実績はそうでしょう。男鹿の広場たって、実績とは言えませんよ、去年、一昨年の話。

それから、3者が合同会社とかって、盛んによく言ってるけれども、3つ固まれば強いということでもないですよ。1者が責任と自信に基づいて、潟上市と指定管理契約する、普通その方わかりやすいでしょう。しかも会社の登記は市の外にある。法律上あれでしょう、その税金はみんなそっちゃいきますよ、結果的には。

だから、語れば、申し上げればきりがない。よくもね、そういうふうなものを事前にきちっと私どもに何回となく丁寧に説明もなくね、一発のこのね提案でもって進めているとするあなた方の姿勢、これどういうことなんですか。クルーズ船がこうとか、温泉がこうだとか、絵に描いたもち。わからないでしょ、これどうなるか、はっきり言って。もしこのコンセプト、提案どおりいかない場合、何をもって検証して、誰が責任取るんですか。それほどやっぱりこれは潟上の中では大事な地域なんですよ、部分なんですよ。もうそもそもね、赤字を解消して黒字、あるいはまた、きちっと困らないでしょ、自分方が出資して、自分方の提案でやってきて。変えなきやならないその一番の基がわからない、私は。仮に万が一あったときは、市長、あなた責任取るんですか。まさに。最終決断は、恐らく市長でしょうから。そういうこと断言してくださいよ。このコンセプトどおり、提案どおりいかない場合は、スパッと私は自分で責任取ると、市長として。これから何一つね、小・中・大、修繕、改善していくたって、これ大変なことが待ち受けてますよ。温泉掘るたって2億5,000万でしょう。井戸掘っただけでも。何一つが先の見えない中で、ただ表だけすげ替える。こういうことでいいんですか、はっきり言って。少なくとも、この一つ一つについて明確に、違うんだと、根拠をお示していただきながら、私どもに今、はっきりと答弁いただきたい。これは提案者だ。部長とかそのレベルの話じゃないので、小野部長とか何とかっていうレベルじゃない。わりども。市の将来の根幹に関わる問題。我々やっぱり何十年もかけて、ここ心血注いでくれば、それだけのやっぱり考えの下にきちっとやっぱりやっていかないと、とても

じゃないけど、はいわかりましたなんて軽々に言えない。そのことのお示しなりお答えが、この段階で出てないと、私は議員として判断せざるを得ない。ですから、今までのことも含めて、きっちと市長、あなたの口から、最終的には自分が詰め腹切ってもいいというぐらいの強い決意をお示していただきたい。その上で委員会審査等々の状況も見て、そして意思表示をさせていただきたい、議員として。どうですか。

○議長（小林 悟） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） ただいまの質問についてお答えさせていただきます。

縷々議員の方からはお話はありましたけれども、正直、憶測の部分もありますので、明確に答えられない部分等もあるかと思います。ただ、今回議案を提出したのは私でございます。当然、私の責任に基づいて、しっかりとこの後の進行管理やってまいります。

以上でございます。

○議長（小林 悟） 7番堀井克見議員。

○7番（堀井克見） 指定管理料は、当然このＮＮＫにお支払いする。私の責任においてそれをきっちと納めていくと。権限あるんですか。指定管理料を払うということは、むしろ責任ですよ。管理料でもって委ねる。相手もそれを求める権限ありますよ。しかしながら、切り口によっては、企業ですから、企業に何をもって介入できるんですか。細に入り微に入り。できないでしょ。今まであれば市が6,000万近くのものを出資して、筆頭株主であったがゆえに、第三セクターであるがゆえに、むしろきっちと介入というか検証もできだし、指南もできる、意見も言える。しかしながら、一つの企業に委ねるということなんです。今までよりも、ぐっと離れていくんですよ。この施設管理全体が。指定管理料を払うといえども。それを市が何の権限あって、そういう民間の企業の方に介入していく。権限の根拠ってあるんですか。そういう前例ってあるんですか、これ。どうなんですか。ただ自分の責任でやるったって、曖昧なこと。

○議長（小林 悟） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） まず、第1点、その三セクの在り方につきましては、これは私、市長になったときの公約の一つであります今進めている稼げる力づくり、そういった公約の中には、やはり市民所得の向上というものがございます。今回、直接的に言いますと、食菜館を利用される農家の方であるとか、加工業の方々、こういった方々の所得なり売上げを上げると、そういった施設としてまず食菜館は捉えさせていただいております。

また、温泉施設については、以前からお話しておりますとおり、施設等の修繕等に多

額の予算を伴うものですから、一旦休止という判断をさせていただいております。この点につきましても、市政運営等、財政状況の見通しの中で、やれる場合であれば当然ありますし、やれない場合はまた先送りされるのも先ほど戸田議員にも答弁したとおりでございます。

こうした中で、あくまでも三セク時代はこちらも出資しておりますので、確かに議員のおっしゃるとおり、出資しているわけですから経営の中等にも入ってこれたわけではありますけれども、今お話を稼げる力づくりのためには、私はこのグリーンランドの指定管理については、自分自身、完全民営化の必要性が今後あるのではないかという思いもございました。そうした中、そしてまた、過去の議会での議論を踏まえて、今回公募という手段をとらせていただいている市内で収まればよかったです、市内では当然これを請け負う業者等もございませんので、市外までの公募という形でさせていただいている市です。

そしてまた、今回提案させていただいたNNKにつきましても、指定管理制度の中でしっかりと審査会の中で、我々執行部サイドとして候補者としてふさわしいということをこちらに提案させていただいているわけでございますので、そちら辺もご理解していただきたいと思います。

また、三セクの出資者でなくなった場合になっても、NNKに対しましては、当然、指定管理の契約の中での取り決めでの執行管理、こういったものは市がしっかりと関わってまいりますので、そうした関わりの中で先ほど来お話をしたとおり、進行管理の方もしっかりとやっていくということでございますので、宜しくご理解のほどお願ひいたします。

○議長（小林悟） 7番堀井克見議員。

○7番（堀井克見） 今、市長は、出資者でなくなると。そして、NNKの方にしっかりと自分は関わっていくんだとおっしゃいましたよ。しかしながら、その根拠というのが具体的に理解できない。相手は法人ですよ。法人。会社ですよ。指定管理料は払うけれども、それはその段階で相手がどういう法人として運営するか、介入できないでしょう。やるもやらねも向こうの判断になるでしょう。違いますか。そして、農産物だとか地産地消の効率を上げると。今までだって十分にそれは応分の成果上げてきているでしょう。この会社なったからといって上がるという根拠、示してないですよ。だろうという話であって。ですから、そこが私はちょっと判断が甘いんじゃないかと、ややもすれば。そ

こを私どもにもっと違うと、こういう根拠と将来のビジョンによって、間違いないんだということをお示ししていただかないと、なかなか判断が難しいと、こう言ってるんですよ。だから、どうもね、この市長の思いと、私ども、利益上がって、人がいっぱい来て、やってくれれば、それは願ったりかなったりですよ。しかしながら、このＮＮＫという会社の実績等々、私の目で見ますと、鹿角市の道の駅、四、五年、あと男鹿の広場、これなどは別ですよ。鹿角市の道の駅を中心とした、それが言ってみれば実績。それだけぶら下げてね、ここへ来るっていうのは、かなりやっぱり私は、もう超越しすぎじゃないかと、もうジャンプしすぎ。何ていうか、この会社あれでしょう、仮想何だかとか、あるいは地産地消の商品開発とかって、いろいろ3つくらいつけて共同体と言ってるけども、じゃないんですよ。やっぱりここを主体的に、中心的に、ここへやっぱり思い入れをして、こここの発展のために、地域のためにやっていくんだという決意というか覚悟が見えないってこと。そして、ある会社さは何十年いて、資本金400万だか600万とかって。共同企業体というのはそちらの会社の都合でしょうけども、私ども潟上で受け入れて指定管理させる相手としては、やっぱり、一点集中してここへ集中してやるというぐらいの思い入れと覚悟と実績が、きっと担保されてねってことよ、はっきり言えば。そのことについて、市長ね、やっぱり市長の説明聞いてると伝わってこない。なるほどなど、市の外からも募集かけて、この会社であれば今までを超越して、雇用であれ、例えば地域産業の振興であれ、農業であれ、確実に見込めるということが見えないということよ。ただ、こここの提案だけでもって点数つけて、選定委員会でこうだとかって、そんなことね、市長言われたって、そもそもそれは私は100パーなかなか飲み込めないの。そのギャップを提案者として、きっとやっぱり説明する責任があるんじゃないですか。これ3回目なので、何回もかんかいもできないから、本会議の質疑はこれで終わることになるけれども、委員会付託、産業建設の方にいきますから、そこら辺、きっと掘り下げて、ウイングを広げて、さらに今議論されたことをきっと納得いくまで、所管の委員会として審査してほしい。そして報告をいただき、その中でもさらにまた意見をお互いに戦わせるというより方法ないよね、3回で終わりだから。どうですか、市長。

○議長（小林 悟） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 堀井議員の質問にお答えいたします。

現時点では資料等、事前の市政協議会等、説明した内容以上のことはありませんけれど

も、こうした内容、そしてまた、今日の大綱質疑踏ました上で、常任委員会でもしっかりと説明しながら、議員の皆様にご理解をいただきたいと思っておりますので、どうぞ宜しくお願ひいたします。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は産業建設常任委員会へ付託します。

【日程第19、議案第77号 ブルーメッセあきた関連4施設の指定管理者の指定について】

○議長（小林 悟） 次に、日程第19、議案第77号、ブルーメッセあきた関連4施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

議案第77号について、当局より提案理由の説明を求めます。小野産業振興部長。

○産業振興部長（小野貴宏） それでは、議案第77号、ブルーメッセあきた関連4施設の指定管理者の指定についてご説明いたします。

説明資料の22ページをお開き願います。

本案は、ブルーメッセあきた関連4施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

施設の概要でございますが、潟上市昭和地域農業総合管理施設、潟上市元木山公園グラウンドゴルフ場、次のページをお願いいたします。潟上市昭和高齢者ふれあい館、恐れ入ります。次のページ、24ページをお願いいたします。潟上市観賞温室及び花の広場。

所在地は、いずれも潟上市昭和豊川竜毛字山ノ下1番地1外でございます。

その他、各施設の概要は記載のとおりでございます。

次のページ、25ページをお願いいたします。

指定管理者となる団体でございますが、昭和総合開発株式会社。代表者、代表取締役千田清隆。所在地、潟上市昭和豊川竜毛字山ノ下1番地1。

本市での指定管理の実績は、平成18年4月1日から同施設の管理を行っております。

その他、団体の概要は記載のとおりでございます。

次のページをお願いいたします。

指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間でございます。

参考といたしまして、指定管理者選定委員会の結果を記載してございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は産業建設常任委員会へ付託とします。

【日程第20、議案第78号 天王漁業集落運動広場の指定管理者の指定について】

○議長（小林 悟） 次に、日程第20、議案第78号、天王漁業集落運動広場の指定管理者の指定についてを議題とします。

議案第78号について、当局より提案理由の説明を求めます。畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） それでは、議案第78号、天王漁業集落運動広場の指定管理者の指定についてご説明いたします。

説明資料の27ページをお開き願います。

本案は、天王漁業集落運動広場の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

施設の概要でございますが、天王漁業集落運動広場、所在地、潟上市天王字江川谷地74番地8。

その他、施設の概要は記載のとおりでございます。

次のページをお願いいたします。

指定管理者となる団体でございますが、江川自治会。代表者、会長児玉俊幸。所在地、潟上市天王字江川151番地でございます。

本市での指定管理の実績は、平成23年4月1日から同施設の管理を行っております。

そのほか、団体の概要は記載のとおりでございます。

指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間でございます。

次のページをお願いいたします。

参考としまして、指定管理者選定委員会の結果を記載しています。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 江川自治会が指定管理ということで、地元のことを地元がやるというのは大変いいことだとは思うんですけれども、利用者の推移というのは、変わらずにきているのかどうなのか、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（小林 悟） 畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） ただいまのご質問にお答えいたします。

利用状況につきましては、毎年度それほど変わっているわけではありませんが、利用目的としましては、野球やグラウンドゴルフの大会、練習となっております。また、ドクターへリの使用が令和4年度実績で13回ございました。

以上でございます。

○議長（小林 悟） ほかに質問ありませんか。4番戸田俊樹議員。

○4番（戸田俊樹） ご苦労様です。ただいま、ドクターへリのことについて、聞こうかと思っていたら13回利用されておったと。私も近くには場があるもんですから、よくヘリコプターが飛んできて、シャツと飛んで日赤の方へ飛んでいくんですけども、これ、使用料もらっているわけですか。それとも無償で貸与しているものやら。オスプレイまで落ちて、自衛隊の高級官僚まで亡くなる時代ですから、頭上をあのヘリが飛んでいくんですけども、その辺のことについてはどのように市は認識されて、使用料もらっているのか。もらっているとすれば自治会の方に入っているのか、無料か、その辺ちょっと。市民からちょっと聞かれておりましたので、宜しくお願ひします。

○議長（小林 悟） 畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） ただいまのご質問にお答えいたします。

ドクターへリについては、もちろん人命に関わる緊急なものでございますので、着陸の利用料等はいただいてございません。

そのほか、収入といたしましては、指定管理料と江川自治体で負担しているということ以外の収入はございませんので、利用料の方はいただいているということでございます。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は産業建設常任委員会へ付託します。

【日程第21、議案第79号　潟上市都市公園等7施設の指定管理者の指定について】

○議長（小林 悟） 次に、日程第21、議案第79号、潟上市都市公園等7施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

議案第79号について、当局より提案理由の説明を求めます。畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） それでは、議案第79号、潟上市都市公園等7施設の指定管理者の指定についてご説明いたします。

説明資料の30ページをお開き願います。

本案は、潟上市都市公園等7施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

施設の概要でございますが、鞍掛沼公園（展望塔を除く）、所在地、潟上市天王字江川上谷地109番地1ほか。追分地区公園、所在地、潟上市天王字長沼144番地1ほか、元木山公園（グラウンドゴルフ場を除く）、所在地、潟上市昭和大久保字元木山根118番地ほか。次のページをお願いいたします。飯田川南公園、所在地、潟上市飯田川下虻川字蟹沢12番地1ほか。天王多目的健康広場、所在地、潟上市天王字蒲沼92番地11。飯田川二荒山グラウンドゴルフ場、所在地、潟上市飯田川下虻川字蟹沢12番地1。大久保駅前広場、所在地、潟上市昭和大久保字街道下3番地21。

その他、施設の概要は記載のとおりでございます。

次のページをお願いいたします。

指定管理者となる団体でございますが、むつみ造園株式会社潟上本店。代表者、潟上本店本店長杉村文夫。所在地、潟上市天王字棒沼台306番地。

本市での指定管理の実績は、平成21年4月1日から大久保駅前広場を除いた6施設の管理を行っております。

その他、団体の概要は記載のとおりでございます。

指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間でございます。

次のページをお願いいたします。

参考としまして、指定管理者選定委員会の結果を記載してございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑に入ります。質疑ありませんか。所管の委員はうまくないと思います。ほかに質疑ありませんか。13番西村議員。

○13番（西村 武） 都市公園7施設の指定管理ですけれども、これ以前から、例えば天王、昭和、飯田川と3つに分割できないかというようなことを相当、十数年前から再三委員会の方でそういう要望がありまして、確かに産業建設常任委員長より付帯決議が出されておりました。3つにして。今現在のこのやり方は、例えば公園事業としてA級しか取られない、そういう金額になってますので、それを3つにしたら、例えばBでもC

でも取れるんじゃないかと、こういうことで3つにしたらどうですかということでございましたが、当局としてはその当時、検討はしますということでした。今回も一括7施設ですので、その辺のところはどうなのが、なぜ一括7施設なのか、その理由をひとつ説明していただきたい。お願いします。

○議長（小林 悟） 畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） ただいまのご質問にお答えいたします。

この指定管理制度自体ですけれども、施設利用者に対するサービスの向上を目的としている制度であるということでございます。7施設を一括で指定管理することにより、例えば各施設間の連絡調整なり、利用者に対して施設の空き情報の提供なり、きめ細やかな対応が可能となるということの考えから7施設を一括しているということでございます。

経費の面につきましても、7施設を一括で管理することによって、管理人の常駐箇所の縮減や業務に使用する機械の共有など、単体で指定管理をするよりも一層経費の節減が図れるということでございます。

あとこれ、分割しすぎますと、指定管理という制度じゃなく、使用発注という今までの委託料と何ら変わらないものになってしまって、民間のノウハウを生かせないというようなこともありますので、やはりある程度の規模をもって指定管理をしていくという考え方の下に今回7施設ということにさせていただきました。

○議長（小林 悟） 西村議員。

○13番（西村 武） そうすると、この7施設一括指定管理というのは、当局ではこれまで検討してきた結果と、こういうことですか。その辺のところをもう一度。

○議長（小林 悟） 畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） ただいまのご質問にお答えいたします。

この都市公園7施設の指定管理ですけれども、5年間という期間が経って、今回もう一度お願いすることになっているわけですけれども、5年前にもやはり同じようなお話がございまして、その中でやはり一括で管理した方が管理人の常駐の面であったり、利用者の面であったりというところを考慮すると、やはりその当時、前回ですけれども、6施設を一括で管理した方がいいというお話をされてるということですので、考え方としては、今回も変わっていないということでございます。

○議長（小林 悟） 13番西村議員。

○13番（西村 武） 委員会で詳細に審査をお願いします。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は産業建設常任委員会へ付託します。

【日程第22、議案第80号 潟上市体育施設6施設の指定管理者の指定について】

○議長（小林 悟） 次に、日程第22、議案第80号、潟上市体育施設6施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

議案第80号について、当局より提案理由の説明を求めます。佐々木教育部長。

○教育部長（佐々木渉） それでは、議案第80号、潟上市体育施設6施設の指定管理者の指定についてご説明いたします。

説明資料の34ページをお開き願います。

本案は、潟上市体育施設6施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

施設の概要でございますが、潟上市天王総合体育館、所在地、潟上市天王字持長根93番地1。潟上市天王中央庭球場、所在地、潟上市天王字持長根93番地3。次のページをお願いします。潟上市昭和体育館、所在地、潟上市昭和大久保字元木田179番地。潟上市飯田川体育館、所在地、潟上市飯田川下虻川字八ツ口82番地。潟上市飯田川ふれあいスポーツ会館、所在地、潟上市飯田川和田妹川字岩崎8番地4。次のページをお願いいたします。潟上市天王B&G海洋センタースポーツ館、所在地、潟上市天王字羽立片山254番地2。

その他、各施設の概要は記載のとおりでございます。

指定管理者となる団体でございますが、一般社団法人潟上市体育協会。代表者、代表理事淡路芳和。所在地、潟上市天王字持長根93番地1。

本市での指定管理の実績は、令和3年4月1日から潟上市天王総合体育館、潟上市天王中央庭球場の管理を行っております。

その他、団体の概要は記載のとおりでございます。

次のページをお願いいたします。

指定管理の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間でございます。

参考としまして、指定管理者選定委員会の結果を記載してございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会へ付託します。

【日程第23、議案第81号 潟上市多目的交流施設の指定管理者の指定について】

○議長（小林 悟） 次に、日程第23、議案第81号、潟上市多目的交流施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

議案第81号について、当局より提案理由の説明を求めます。佐々木教育部長。

○教育部長（佐々木渉） それでは、議案第81号、潟上市多目的交流施設の指定管理者の指定についてご説明いたします。

説明資料の38ページをお開き願います。

本案は、潟上市多目的交流施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

施設の概要でございますが、潟上市多目的交流施設、所在地、潟上市昭和豊川船橋字鈴木8番地1ほか。

その他、各施設の概要は記載のとおりでございます。

次のページをお願いいたします。

指定管理者となる団体でございますが、豊川コミュニティ推進協議会。代表者、会長佐々木義男。所在地、潟上市昭和豊川船橋字鈴木8番地1。

その他、団体の概要は記載のとおりでございます。

指定管理の期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間でございます。

次のページをお願いいたします。

参考としまして、指定管理者選定委員会の結果を記載してございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会へ付託します。

暫時休憩したいと思います。2時50分までということでお願いします。

午後 2時40分 休憩

午後 2時50分 再開

○議長（小林 悟） 休憩前に戻り、会議を開きます。

【日程第24、議案第82号 令和5年度潟上市一般会計補正予算（第8号）（案）について】

○議長（小林 悟） 日程第24、議案第82号、令和5年度潟上市一般会計補正予算（第8号）（案）についてを議題とします。

議案第82号について、当局より提案理由の説明を求めます。千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） それでは、議案第82号、令和5年度潟上市一般会計補正予算（第8号）（案）についてご説明いたします。

説明資料の41ページをお開き願います。

1、予算規模は、補正前の額164億295万6,000円、補正後額3億6,528万6,000円の追加で、補正後の額を167億6,824万2,000円とするものでございます。

補正予算の財源でございますが、特定財源が3億6,528万6,000円で、内訳は全額が国庫支出金でございます。

次のページ、42ページをお願いいたします。

2の補正予算の内容についてご説明いたします。

エネルギー価格や物価高騰の影響を受けた市民に対する支援を行うため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業について計上しております。

（1）物価高騰重点支援給付事業2億9,199万7,000円は、エネルギー、食料品等の物価高騰の影響を受けた低所得世帯の負担軽減を図るため、住民税非課税世帯等に対し給付金を追加給付するものでございます。

対象世帯は4,150世帯を見込み、給付金は1世帯当たり7万円でございます。

（2）かたがみ給油クーポン配布事業7,328万9,000円は、原油価格や電気、ガス料金を含む物価高騰の影響を受けている市民の負担軽減を図り、消費を下支えするため、給油クーポンを追加配布するものでございます。

ガソリン、軽油、灯油の購入が可能なかたがみ給油クーポン5,000円分を追加し、

10月24日に議決いただいた分を合わせて、合計1万円分を市内全世帯に配布するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑に入ります。質疑ありませんか。8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 物価高騰重点支援給付金の給付事業ですけれども、非課税世帯の7万円いただける、それからあとはかたがみ給油クーポン配布事業が全部の世帯にもう5,000円追加ということで、このことを聞いた市民の方は大変喜んでおります。それで、早くもらいたいと。全世帯にやるとすれば、大分かなりの世帯がありますから、いろんな銀行あると思いますけれど、名称は言いませんが、全部の世帯に配布終わるというのはいつ頃ですか。一生懸命頑張ってもらいたいんですけども。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

給油クーポンの交付の予定の日にちでございますが、現在、前の予算をいたしましたので今準備を進めておりまして、本日議決をいただきますと、本日の追加分も合わせて12月20日を目処に全世帯に配布するように準備を進めているところでございます。

○議長（小林 悟） 櫻庭福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（櫻庭 仁） 続きまして、私の方からご説明いたします。7万円の給付事業につきましては、本日、可決承認いただいた後、速やかに事務作業を進める予定です。12月中旬頃までには、前回の実績を踏まえた形で世帯抽出を行い、中旬には申請不要のプッシュ式で対象者に通知するという予定でございます。12月下旬までには対象者への申請書を送付し、今月27日頃までには第1回目の給付を行いたいと考えております。それ以外の方につきましては、プッシュ式支給以外の対象者となりますが、来年1月下旬から順次支給予定ということで、事業そのものは2月末と考えてございます。

以上です。

○議長（小林 悟） 8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 予想より早かったということで喜んでおりますけれども、7万円の関係では申請書の出し方次第で早くいただけるということでおろしいですか。

○議長（小林 悟） 櫻庭福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（櫻庭 仁） 再度お答えいたします。

7万円の給付の関係につきましては、プッシュ式で通知をしまして、前回の給付対象者の方々の分につきましては、口座情報等把握してございますので、速やかに手続を踏んでいただきます。申請等の必要はありませんので、今月中には第1回目給付したいと思っています。

以上です。

○議長（小林悟）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟）質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟）討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第82号を採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林悟）起立全員です。したがって、議案第82号は、原案のとおり可決されました。

【日程第25、議案第83号 令和5年度潟上市一般会計補正予算（第9号）（案）についてから 日程第30、議案第88号 令和5年度潟上市下水道事業会計補正予算（第3号）（案）について】

○議長（小林悟）次に、日程第25、議案第83号、令和5年度潟上市一般会計補正予算（第9号）（案）についてから日程第30、議案第88号、令和5年度潟上市下水道事業会計補正予算（第3号）（案）についてまでを一括議題とします。

○議長（小林悟）議案第83号から議案第88号までについて、当局より一括して提案理由の大綱説明を求めます。千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹）それでは、議案第83号から議案第88号までの令和5年度潟上市一般会計補正予算（第9号）（案）と特別会計及び企業会計12月補正予算（案）の大綱についてご説明いたします。

説明資料の43ページをお開き願います。

はじめに、予算の規模でございます。

1、一般会計は補正前の額167億6,824万2,000円、補正額1億2,838万3,000円の追

加で、補正後の額を168億9,662万5,000円とするものでございます。

補正予算の財源でございますが、特定財源が3,897万4,000円、一般財源が8,940万9,000円で、内訳は記載のとおりでございます。

次のページ、44ページをお願いいたします。

2、特別会計の補正額は、（1）国民健康保険事業179万円、（2）後期高齢者医療21万3,000円、（3）介護保険事業613万5,000円でございます。

3、公営企業会計の補正額は（1）水道事業99万8,000円、（2）下水道事業75万7,000円でございます。

次のページ、45ページをお願いいたします。

補正予算の主な内容についてご説明いたします。

重点施策「進化する潟上」の創造～3つの力～に基づく事業。

7月の大雨による被害を受けた農業者等への復旧支援事業、給与改定による人件費の補正等について計上しております。

それでは、主な事業についてご説明いたします。

1、「支える力」の創造の（1）移住者支援事業120万円は、本市への定住・移住を促進するため、市外からの定住・移住者の経済的負担軽減を図るものでございます。

（2）福祉医療給付事業1,571万5,000円は、児童等、高齢身体障がい者等の心身の健康の保持と生活の安定を図るため、医療費自己負担分を助成するものでございます。

（3）保育施設設備改修事業222万2,000円は、園児の健康管理や保育環境充実のため、保育施設を改修するものでございます。

次のページ、46ページをお願いいたします。

（4）子どものための教育・保育給付事業1,020万5,000円は、潟上市立以外の教育・保育施設の利用に対する経費を支援するものでございます。

（5）不妊不育治療費助成事業318万8,000円は、不妊や不育症に悩む方の経済的・精神的負担の軽減を図るため、治療に要する経費を助成するものでございます。

（6）要保護及び準要保護児童生徒援助事業139万5,000円は、経済的理由によって義務教育を受けさせることが困難と認められる保護者に、学用品費や学校給食費、校外活動費、医療費などを支給するものでございます。

2、「考える力」の創造の（1）住民記録システム改修事業641万3,000円は、現在使用している住民記録システムを国の標準仕様書に準拠した内容に改修するものでござ

います。

次のページ、47ページをお願いいたします。

(2) 戸籍情報システム等改修事業1,454万2,000円は、戸籍や住民票等に氏名の振り仮名情報を追加するため、システムを改修するものでございます。

II、大雨被害を受けた農業者等への支援の（1）農業経営等復旧・継続支援対策事業113万2,000円は、令和5年7月の大霖により被害を受けた農業者の経営継続を支援するため、農地や生産施設の復旧に要する経費を補助するものでございます。

(2) 農業、漁業経営フォローアップ資金利子助成事業1万4,000円は、令和5年7月の大霖等により被災した農業者、漁業者の償還負担を軽減し、経営再建及び生産施設等の復旧を支援するため、利子の一部助成を行うものでございます。

次の48ページをお願いいたします。

III、その他の（1）給与改定等による人件費補正は7,237万3,000円で、会計ごとの内訳は記載のとおりでございます。

(2) 公共施設等の光熱水費、燃料費高騰対応799万7,000円は、エネルギー価格の高騰に伴い、公共施設の光熱水費及び燃料費を増額するものでございます。

(3) 県営造成施設等突発事故復旧支援事業4万6,000円は、令和5年4月に故障した土地改良区施設の復旧を支援するため、緊急的に実施する復旧工事に係る費用の一部を補助するものでございます。

次の49ページをお願いいたします。

このほか、繰越明許費の補正1件、債務負担行為の補正3件を計上しており、内容は記載のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これで大綱説明を終わります。

【日程第31、予算特別委員会の設置について】

○議長（小林 悟） 次に、日程第31、予算特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。議案第83号から議案第88号までについては、全員の議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 悅） 異議なしと認めます。したがって、議案第83号から議案第88号ま

でについては、全員の議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

【日程第32、予算特別委員会の委員長、副委員長の選任について】

○議長（小林悟） 次に、日程第32、予算特別委員会の委員長、副委員長の選任についてを議題とします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林悟） 異議なしと認めます。したがって、予算特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、議長において指名することに決定しました。

予算特別委員会の委員長には15番菅原龍太郎議員、副委員長には10番鈴木司議員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林悟） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

なお、予算特別委員会は12月13日及び21日に開催し、併せて各常任委員会からなる予算特別委員会分科会を設置し、12月13日から15日までに詳細審査することにいたしますので、ご報告いたします。

【日程第33、陳情第13号 陳情書 令和5年7月15日～16日にかけての大雪について（お願い）から日程第38、陳情第18号 あきたこまちRについての陳情書】

○議長（小林悟） 次に、日程第33、陳情第13号から日程第38、陳情第18号までの一括議題とします。

陳情第13号から陳情第18号までについては、お手元に配付の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林悟） 異議なしと認めます。したがって、陳情第13号から陳情第18号までについては、陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、12月11日月曜日、一般質問から再開しますので、宜しくお願ひいたします。

どうもご苦労様でございました。

午後 3 時 08 分 散会

